平成25年12月3日

平成25年第4回岬町議会定例会

第1日会議録

平成25年第4回(12月)岬町議会定例会第1日会議録

○平成25年12月3日(火)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番	Ш	端	啓	子	2番	鍛	治	末	雄	3番	奥	野	学
5番	田	島	乾	正	6番	竹	内	邦	博	7番	小	Ш	日出夫
8番		(5	(員)		9番	竹	原	伸	晃	10番	出	П	実
11番	道	エ	晴	久	12番	豊	国	秀	行	13番	中	原	目
14番	计	下	正	純	15番	反	保	多	与男				

欠席議員 0 名

傍 聴 5 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

	町		長	田	代		堯	政改革部理事兼まちづくり戦略室理事	村	上	正	樹
	副	町	長	中	口	守	可	まちづくり戦略室 理事兼秘書調整担当課長	保	井	太	郎
	教	育	長	笠	間	光	弘	総務部理事兼総務課長	中	田	道	徳
まちづくり戦略室長			室長	南		康	明	財政改革部理事 兼行革推進課長	四至	本	直	秀
総務部長兼 財政改革部長				白	井	保	=	まちづくり戦略室 理事兼企画地域再生担当課長	西		啓	介
	しあわせ創造部長			古	橋	重	和	まちづくり戦略室 理事兼企画地域再生担当課長	早	野	清	隆
都市整備部長			『長	末	原	光	喜	都市整備部理事兼建築課長	木	下	研	_

総務部理事兼財

教委事務局理事兼

水道事業理事 岡 本 茂 文化センター所長兼 一 本 稔 明

青少年センター所長

危機管理監 谷 下 泰 久 高齢福祉課長 池 下 信 行

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 大山 鐵 男 議会事務局主幹 増 田 明

○会 期

平成25年12月3日から20日(18日間)

○会議録署名議員

9番 竹原伸晃 10番 出口 実

議事日程

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 会期の決定

日程3 一般質問

(午前10時00分 開会)

○田島乾正議長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成25年第4回岬町議会定例会を 開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時です。本日の出席議員は13名、全員出席でございます。定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めております。

これより本日の会議を開きます。

○田島乾正議長 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名します。 9番竹原伸晃君、10番出口 実君、以上の2名の方にお願いいたします。

○田島乾正議長 日程2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日12月3日から12月20日までの18日間といた したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日12月3日から12月 20日までの18日間と決定いたしました。

今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を兼ね所信表明をいたしたい旨の申し出がご ざいましたので、これを許可します。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 皆さん、おはようございます。12月定例会の開会に当たり、貴重な時間をいただき、 所信を明らかにする機会をいただきましたことに対し、議長初め議員の皆様に厚くお礼を申し上 げます。

私の町政運営に対する所信の一端を申し上げ、住民の皆様、議員の皆様方のご理解とご協力を 賜りたいと存じます。

私は、このたびの町長選挙におきまして、多くの住民の皆様からご信託を賜り、引き続き本町の行政を担わせていただくこととなりました。岬町長として果たすべき責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。住民の皆様の信託にお答えできるよう、より一層の精進を重ね、活力あるまちづくりに邁進してまいります。

さて、私が初めて町長に就任させていただいた4年前の議会では、温かみのある町政を進める

こと、財政を建て直すこと、まちの未来を創造することの3点を基本理念とし、喫緊の課題である行財政改革や企業誘致等に積極的に取り組み、住民の皆様が「岬町に住んでよかった」、「岬町に生まれてよかった」、「岬町に移り住んでよかった」、「これからも住み続けたい」と思っていただけるような町政運営に全力で取り組んでまいりたいと表明させていただきました。

私は、これまでの4年間、これらの基本理念に基づき、多奈川地区多目的公園への企業誘致、 深日港活性化イベントによる地域経済の再生、多奈川保育所の小学校への併設や乳幼児医療費助 成の拡充による子育て環境の充実、家庭系可燃ごみ収集の無料化や大型不燃ごみの無料定期収集 の実施、固定資産税の超過課税の見直しなどに全力で取り組んでまいりました。

その結果、多奈川地区多目的公園への企業進出、固定資産税の超過課税率の引き下げなど、一定の成果が得られたものと考えております。これは、議長初め、議会の皆様方のご理解とご協力のもと、私が率先して国や大阪府などの関係機関へのトップセールスを行い、また、タウンミーティングで住民の皆様との対話などの取り組みを大切にして行政運営に反映してきたことが背景にあると考えております。

2期目の行政運営に当たっては、「日本一温かみのあるまち」を目指して引き続き住民の皆様が「岬町に住んでよかった」、「岬町に生まれてよかった」、「岬町に移り住んでよかった」、「これからも住み続けたい」と言っていただけるように頑張ってまいります。それには、議員の皆様、住民の皆様、そして職員の力を結集して、さらなる「まちの価値を高める」取り組みを岬町総合計画の六つの基本施策に基づき着実に実行してまいります。

まず、「みんなで進めるまちづくり」の一つである行財政改革の推進においては、第2次集中 改革プランは総合計画で定めた「温もりのまち」の早期実現に向けた財政的裏づけの計画として、 また、その基本目標である財政収支が均衡する財政基盤の確立を目指します。そして、財政構造 の弾力性を示す経常収支比率の改善に努めてまいります。固定資産税の超過課税率については、 今後の社会経済情勢を見据えた中長期的な財政収支を把握しながら、引き続き引き下げに向け行 財政改革を進めてまいります。また、最近ではヘイトスピーチによる行き過ぎた批判行為やスト ーカーによる殺傷事件などが発生しております。人間の尊厳への意識が薄れているように感じま す。日ごろからそれぞれの人格を大切にして、生活することが安心で安全な明るい社会の構築に つながります。お互いの人権や男女共同参画が理解され、あらゆる差別をなくすことが行政の責 務であると考え、人権施策の推進を図ってまいります。

次に、「一人ひとりの"子どもが" "親が" 輝き、文化を育むまちづくり」でございます。 子育てがしやすい環境や子どもたちが健全に育つような環境を整備し、地域の住民が連携し、 協働による相互的な子育で支援策の充実に向けて取り組みます。特に、乳幼児医療費助成についてはさらなる充実に努め、子育で家庭への経済的負担の軽減を図ります。教育施設については、家庭、地域ともに力を合わせて知・徳・体のバランスの取れた総合的な生きる力をはぐくんでいる中、町長部局としては学力向上について教育委員会との緊密な連携を築いてまいりたいと考えております。

次に、「誰もが元気でいきいきと暮らせるまちづくり」でございます。

高齢化社会の中で、地域で支え合う、明るく楽しい健やかな社会を目指して地域福祉計画や高齢者保健福祉計画などを着実に推進し、高齢者医療や介護の充実に努めてまいります。特に、今後ますます増加する一人高齢者や、高齢者のみの世帯等のニーズに適切に対応できることが重要であります。各地域において住民間でネットワークを築くことを関係機関と連携して進め、きめ細やかな福祉サービスを地域の力で進めてまいります。

次に、「新たな活力の創造と心うるおう観光まちづくり」でございます。

岬町を訪れる人の流れを築いてまいります。関西国際空港から「道の駅みさき」、そして仮登録がなされた「みなとオアシスみさき」や「いきいきパークみさき」、「トットパークみさき」への人の流れの確立、交流人口を拡大するとともに、地場産業の活性化につなげてまいります。特に仮登録中の「みなとオアシスみさき」については、深日港から深日漁港、長松自然海浜、せんなん里海公園などの既存の社会資本を活用して観光案内拠点を整備し、本登録に向けて国土交通省への手続を進めてまいります。

次に、「豊かな自然の中で安心して暮らせるまちづくり」でございます。

泉州南広域消防本部による消防力を強化し、住民の安心、安全を充実するとともに、地域防災計画の抜本的な見直しや自主防災の支援など、近い将来に高い確率で発生が予想されている東南海・南海地震を見据えてその対策に取り組み、住民の皆様に安全で安心して暮せるまちづくりを進めます。

また、既に自治区が町の危機管理担当と協力して自主防災組織を設立したり、各自治区において防災訓練や講座などを実施しております。今後は、町と自治区との連携をさらに強化し、各自地区で海岸や川、道路などの地形が異なるため、実態に対応した現地で実際に役立つ「自分の命を守る」ための避難訓練の実施や啓発を進めてまいります。

次に、「安全で快適な暮らしを守るまちづくり」でございます。

既に、第二阪和国道は淡輪ランプ、深日ランプ付近において整備工事が行われており、和歌山方面に向かって鋭意工事が進められています。今年9月の大雨洪水警報時において、国道26号線

が深日ロータリーから孝子峠を越えた和歌山市貴志まで閉鎖となりました。まさしく、第二阪和 国道は命の道であります。岬町としても早期全線開通に向け、事業者を初め関係機関と協調し、 事業推進に努めてまいります。

また、町道や橋梁についても、計画的な点検、補修を図り、社会資本を適切に維持管理し、安全で快適なまちづくりを進めてまいります。

ただいま申し上げました方針に基づく個々の具体的な施策、事業につきましては、平成26年 3月定例会での町政運営方針で述べさせいただきますので、今後とも議員各位並びに住民の皆様 のご理解とご協力をお願いする次第であります。よろしくお願いいたします。

さて、本定例会にご提案を申し上げております議案でございますが、専決処分の承認を求める件1件、平成25年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件などの補正予算5件、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件など2件、条例を制定する件が1件、条例の一部を改正する件が1件、以上10件でございます。どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○田島乾正議長 以上で、町長の挨拶が終わりました。

○田島乾正議長 日程3、一般質問を行います。

順位に従いまして質問を許可します。初めに奥野学君。

○奥野 学議員 先ほど、田代町長ご自身より再選後の所信表明がいろいろとございましたが、質問させていただく前に、私から改めて、9月29日に行われました町長選挙におきまして、田代町長再選まことにおめでとうございます。

10月9日の初登庁以来もう既に2カ月も過ぎておりますが、岬町住民の皆さんが、安心・安全で暮らせるために連日奔走していただいていることと思います。

前期4年間で手がけられた土台の上にこれからの4年間のうちに上物ができ、より効率のよい 運営、町内外の皆様方より喜んでいただき、より多くご利用いただけるもの、町外より岬町に移 り住みたいと思われるほどに全力を傾注していただきたいと思います。

しかし、他候補2人合わせて得票数は3,398票もありました。田代町長の得票数の2分の 1以上を取っておられました。そのことを十分に頭に入れ、4年間の町政運営によろしくお願い 申し上げます。 今回の質問は、岬町まちづくり戦略の根幹について順次質問させていただきます。

まず1点目は、定住人口の歯どめ策、増加策についてお尋ねします。

平成16年3月末で1万9,145人あった人口が、10年後の平成25年3月末現在で1万7,290人、この10年間で合計2,161人もの人口が減少となっています。毎年200人 ぐらい減少しているのが現状です。このことは十分ご承知のことと思います。

岬町第4次総合計画の中でも、目標人口、平成32年に1万7,000人と設定されています。 平成25年10月末現在で1万7,099人であります。近いうちに1万7,000人を割り込むところまで激減しております。そこで、今後の人口減少の歯どめ策をどのように検討されているのかお聞きいたします。

そして、まず減少に歯どめすることが前提でありますが、増加まで持っていく対策をどのよう に検討されているのかお聞きいたします。

- ○田島乾正議長 まちづくり戦略室長、南 康明君。
- ○南まちづくり戦略室長 人口減少を歯どめし、人口増加を図る施策についてのご質問にお答えいたします。

本町の人口は、昭和53年の2万3,597人をピークとして減少が続いており、平成25年 10月末現在では議員も言われました1万7,099人となっております。本格的な人口減少社 会を迎える中で、大阪府下で2番目に高齢化率が高いことから、今後も人口の減少が続くと考え られます。

そのような中で、岬町第4次総合計画では、平成32年に目標人口を1万7,000人と位置づけています。この目標人口については、本格的な人口減少社会の中、現状の人口推計からしても定住人口と流入人口の増加を目指すことが必要とされております。

平成25年10月末現在1万7,099人となっており、総合計画の目標人口1万7,000 人を目指すためにも、自然減少分を、移住・定住促進など、まちの活性化対策を早急に進めてい くべきであると考えております。

まず、本年9月議会において可決いただきました岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例が平成26年4月1日から施行されます。この条例に基づき、空き家・空き地を有効利用するための空き家バンク制度を創設し、人口の減少に歯どめをかけるべく、空き家を有効利用した移住・定住施策に取り組んでまいります。

次に、子育で支援の充実につきましては、本町では次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17年に次世代育成支援地域行動計画を策定し、子どもの人権を守り、全ての子どもと子育て家 庭の支援のための体制とサービスメニューの充実を図りながら、あわせて自然環境に恵まれた本 町の社会資源を生かし、地域社会全体で子どもを育てる環境をつくる取り組みを進めています。

その中でも、地域全体で子育て支援の重要性を理解するとともに、子育て応援マガジン「みさ ピョ」を作成したことにより子育ての不安を解消する相談体制、ひとり親家庭への支援、学童保 育の充実等を進めてまいりたいと考えております。そのことで、本町への移住・定住を図って、 人口の増加に努めてまいりたいと考えています。

- ○田島乾正議長 奥野 学君。
- ○奥野 学議員 先ほど、南室長の答弁の中で、子育て支援のために子育て応援マガジン「みさピョ」を作成していただいているということを初めて知りました。

この冊子はいつごろ作成されたものであり、いつの時点で、どのように配布されているのか、 ご説明をいただきたいと思います。

- ○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。
- ○古橋しあわせ創造部長 子育て応援マガジン「みさピョ」について、ご答弁申し上げます。

子育て応援マガジン「みさピョ」につきましては、岬町次世代育成支援後期行動計画に掲げて おります子育て支援の情報提供の一環として、平成21年度に作成をしまして、平成22年度に 配布をいたしております。

配布につきましては、就学前児童を持つ保護者に対して配布をさせていただいたもので、保育 所及び公立・私立幼稚園を通じて配布をさせていただくとともに、保健センター及び子育て支援 センターにも設置をさせていただきまして、希望者に対して配布をしているという状況でござい ます。

また、新たな出生や転入者等につきましては、子育て支援課等に各種の届け出が必要になりますので、その際にお渡しをさせていただいているところでございます。

- ○田島乾正議長 奥野 学君。
- ○奥野 学議員 子育て世代の方々の岬町外からの移住・定住促進を図るため、空き家・空き地の 有効活用を得策として空き家バンク制度を創設いただくことは大変有意義であると考えます。

そこで、町が橋渡しをし、町内に移住していただいた方に岬町から家賃補助制度や土地・建物 を購入・新築された方には固定資産税の減免などの整備も必要と考えていますが、いかがでしょ うか。

そして、この制度は、まず町外から勤務している町職員さんが多数いらっしゃいますので、その方々より移住していただくことの方策を検討していただきたいと思います。そのほうが危機管

理上からも短時間で本部に集まっていただくことができると思います。この方策ではいかがでしょうか。よろしくお願いします。

- ○田島乾正議長 まちづくり戦略室長、南 康明君。
- ○南まちづくり戦略室長 まず最初に、子育て世代を定住していただくために、固定資産税の減免 等ソフト面の整備に関してお答えさせていただきます。

本町では、行財政改革第2次集中改革プランを現在進めていく中で、財政負担等が増加するため困難であると考えていますが、来年度実施予定の空き家バンク制度の検証を行いながら近隣市町や先進事例などを検討し、岬町に合ったソフト面の整備方法など今後検討してまいりたいと考えております。

それと、2点目でございますが、本町の職員で町外におられるという方について、町内に住んでいただいたらというご質問と思います。

本町の職員の居住につきまして、町内・町外の割合は約4割の方が町外から通勤をしております。

また、平成26年4月1日から岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例が施行され、それにあわせて町外から人を呼び込み、町内に長く住んでいただくことで地域を活性化させる空き家バンク制度を実施したいと考えておりまして、職員の方々につきましてもホームページ等で周知を図って、一人でも多くの方に岬町に住んでいただきたいと考えております。

- ○田島乾正議長 奥野 学君。
- ○奥野 学議員 続きまして、2点目の質問をさせていただきます。交流人口の増加策についてお 尋ねいたします。

現在、淡輪ランプから和歌山市大谷まで平成27年度に第二阪和国道の暫定2車線全線供用に向けて鋭意努力をいただいております。

みさき公園団地14区の裏の山林工区区分で工事工程が3カ月ほど早くなるような工法に変更されました。具体的には、淡輪方面の残土をダンプカーで現国道をピストン輸送し、孝子方面に持っていく予定でしたが、さきに山間部の工事用道路をつくり棟合のトンネルを通じて孝子方面にどんどん残土を移動させる工法に変更されました。これにより、現国道へのダンプカーの数は減少し、住民の皆様方にもご迷惑をかけずに大変結構なことかと思います。

そして、同時に道の駅みさきのオープン等により、交流人口をどのように推測されているので しょうか、お聞きいたします。

そして、今後の対策はどのように検討されているかお尋ねいたします。

- ○田島乾正議長 まちづくり戦略室長、南 康明君。
- ○南まちづくり戦略室長 交流人口の増加策についてお答えいたします。

まず、岬町の観光資源の主なものといたしまして、みさき公園、淡輪の古墳群、せんなん里海 公園のときめきビーチ、潮騒ビバレー、海風館、長松自然海浜、深日港、理智院、産土神社、と っとパーク小島、海上釣り堀、ゴルフ場等の多くの施設がございます。その各施設が交流人口が 増加するよう努力をしているところであります。

岬町における観光人口は、年間で約100万人を超えている状況となっており、現在、堺市以南9市4町で構成されている泉州観光プロモーション推進協議会にも参画し、関西国際空港を利用されている外国人観光客の集客を図っておるところでございます。

また、平成27年度に予定されている第二阪和国道の暫定2車線供用開始及び道の駅オープン を起爆剤として交流観光人口の増加を図っていきたいと考えており、毎年100万人以上の観光 人口の確保を行ってまいりたいと考えています。

次に、第二阪和国道の淡輪ランプに位置する海の見える(仮称)道の駅みさきは、岬町の中核 的な施設として岬町を訪れた方々を町内の観光施設へ誘導する情報発信施設として活用してまい りたいと考えております。そのためには、(仮称)道の駅みさきの運営につきましては、集客率 を高めるため、岬町の特色を生かした営業を検討してまいりたいと考えています。

- ○田島乾正議長 奥野 学君。
- ○奥野 学議員 私と小川議員、竹内議員の3名が入会している南大阪振興促進議員連盟では、今年度、関西国際空港の活性化をテーマに勉強会を重ねております。

現在、関空ではLCC格安航空にて中国、台湾、香港、タイ、ベトナムなど、東南アジアからの観光客が急増しております。その外国人観光客を岬町へ来ていただくプランをどんどん組んで行く必要があると思います。

私が考えた方策をご提案したいと思います。

各旅行会社とタイアップをして、まず、みさき公園をツアーに組み入れていただき、深日港からフェスティバルで船舶の運航を行ったように、どんどん観光船を運航させてはいかがでしょうか。そして、洲本市のホテルで宿泊をしていただく。

また、ことし7月末に私と竹内議員、小川議員、豊国議員の4人で旭川市立旭山動物園に視察に行ってまいりました。同動物園は各ツアーに組み入れられ、年間利用観光客数は100万人にも達しているようであります。動物の各施設にも大変工夫がなされております。

また、関西電力第2発電所の煙突の再利用であります。現在残っている煙突を観光スポットと

して名所としたいと考えております。北九州市の新日鉄住金小倉工場の煙突、205メートルの ライトアップを11月19日より始められております。市制50周年事業であります。

この記事を見た瞬間、我が町の多奈川第2発電所の煙突でもやってみればおもしろいのではないかと考えました。ライトアップ、またはイルミネーション、これぐらいの大胆な発想でもって観光のスポットとして売り出したいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○田島乾正議長 まちづくり戦略室長、南 康明君。
- ○南まちづくり戦略室長 最初に、深日港からの観光船運航については、来年度も深日港フェスバルの開催を検討しているところでございます。

また、深日港の活性化についての取り組み状況ですが、平成25年度にみなとオアシスみさき の仮登録を済ませたところで、今後、平成27年度までに登録ができるよう努力しているところ でございます。

なお、みなとオアシスみさきは深日港を核として情報発信を行う予定でございます。また、深 日港から定期便の就航についても国土交通省の各部局に対し、航路再開についての要望活動を積 極的に行っており、今後も深日港ににぎわいを取り戻すために要望活動を強化してまいりたいと 考えております。

次の、関西電力第2発電所の煙突の再利用についてお答え申し上げます。

近年、工業夜景を見る船でめぐるツアーが人気を博しており、工場の明かりを観光資源として 新たな誘客の取り組みを行っている自治体があることは存じているところでございます。

奥野議員にご紹介をいただきました北九州市の事例は、高さ205メートルの煙突を投光器10基を使い、赤や青、黄色などで彩るというもので、投光器の設置費用だけで1,700万円の費用がかかったと聞いております。

ご質問をいただきました関西電力多奈川第2発電所の煙突は、北九州市の事例とほぼ同じ20 0メートルの高さがあり、天候のいい日には神戸方面からも望み見ることのできる岬町のランド マーク的な施設でありますが、ライトアップのためには施設所有者の協力や多額の設置費などの 課題を解決する必要がございます。

関西地域ではこの冬も引き続き厳しい電力需要の状況が見込まれており、関西電力では節電、 省エネへの協力を求めている状況にあることから、施設のライトアップは難しいと聞いております。

- ○田島乾正議長 奥野 学君。
- ○奥野 学議員 続いて、3点目の質問をさせていただきます。

まちづくり戦略、まちづくりPR策についてお尋ねいたします。

平成26年度に岬町観光協会の設立準備と聞き及んでいますが、それに伴い岬町の担当窓口として観光課の新設は今後の岬町活性化の推進役としてぜひ必要と考えますが、平成26年度4月からの観光課の新設をお考えでしょうか、お聞きいたします。

そして、観光課設置後、町外に対して、今後、岬町のPR方法をどのような手法により検討しているのかお尋ねいたします。

- ○田島乾正議長 まちづくり戦略室長、南 康明君。
- ○南まちづくり戦略室長 最初に、平成26年度からの観光行政のあり方についてお答えさせていただきます。

岬町観光協会の設立にあわせて、観光行政の充実を図ってまいりたいと考えております。その ためには、専門的な観光に取り組むセクションが必要であると考えております。

それと、今後、町外に対しての岬町のPR方法についてお答えいたします。

現在、町長の名刺に工夫を凝らしているところでございまして、町長の名刺は見開きの二つ折り名刺となっております。鑑部分には、せんなん里海公園をバックに岬町と町長の名前を書いています。ちょっと小さいですけれども、こういうような形で、これが表面です。こちらが裏面になっております。

裏面には、岬町の町章と地図をデザインしております。内側には、せんなん里海公園、青少年 海洋センター、ビーチバレー、宇度墓古墳、長松海岸の夕日、愛宕山のツツジ、押し寿司等の写 真を印刷しています。

町長はこの名刺を持ってトップセールスを行い、岬町の観光資源を広く町外にアピールしているところでございます。

それから、次に、岸和田市以南の5市3町で構成する華やいで大阪・南泉州観光キャンペーン 推進協議会では、「南泉州へようこそ」と題して、本町のみさき公園、府立青少年海洋センター、 とっとパーク小島、ピアッツァ5、海上釣り堀オーパ、海上釣り堀岬、愛宕山、ときめきビーチ、 せんなん里海公園等を地図つきの観光パンフレットで紹介をしております。

また、泉州市・町関西国際空港推進協議会の堺市以南の市町村で構成する泉州観光プロモーション推進協議会にも参画し、関西国際空港を利用されている外国人観光客の集客を図っているところでございます。

また、泉佐野市にあるショッパーズモール泉佐野の特設会場には、イベント開催期間中に岬町の観光マップ等を置かせていただいて広く岬町のPRに努めています。

次に、岬町のさまざまな魅力や特性を町内外に発信し、町のイメージアップや観光振興を図るため、岬町のマスコットキャラクターである双子の「みさっきー」と「みさきーちょ」が本年6月に誕生いたしました。その双子の「みさっきー」と「みさきーちょ」を活用して、町内外の各種イベントへの参加やキャラクターグッズの作成を通じ、岬町の魅力や特性を広く発信していきたいと考えています。

なお、双子の「みさっきー」と「みさきーちょ」は既に数多くのイベントに参加し、岬町のP Rをするとともに、町内外の子どもたちの人気を得ていると考えております。

- ○田島乾正議長 奥野 学君。
- ○奥野 学議員 先ほど南室長の答弁の中で、観光に取り組むセクションが必要であるというご答 弁をいただきましたが、田代町長にお聞きしたいのですが、観光課の新設というのをどのように お考えなのか、お答えいただければありがたいですが。
- ○田島乾正議長 町長、田代 堯君。
- ○田代町長 岬町のこれからの観光については、先ほど南のほうからいろいろ説明をしたとおりで ございます。

そんな中で、おっしゃるとおり、岬町は非常に高齢化も高い数値で進んでおります。少子化も かなり厳しい状況にあるかなということは、私も痛切に感じております。

まずもって、やはり企業誘致をしっかりと進めて、そして、その中で雇用の促進を図っていく ということが、岬町の定住人口を図る意味では一番大きな問題かなと、このように思っておりま す。

特に、多奈川発電所等の再稼働の問題がありますけれども、これも、今、新聞、テレビ等で出ておりますとおり、原発の問題が非常に提議されて難しい状況にある中で、関電さんとしても方向性がまだはっきり見えてこないところがありますので、そういった中で、再稼働に向けての議会の皆さん方も一緒になって活動をやっておりますけれども、もう少し先が見えてくるには時間がかかるかなという思いであります。

そんな中で、やはり定住人口を確保するためには雇用の問題が最優先するんですけれども、やはり、これからは岬町のいろんな歴史遺産をしっかりと今後掘り起こして観光資源として持っていく必要がある。

そのためには、今現在、準備中でありますけれども、観光協会を立ち上げた時点で、これから は和歌山、また奈良、南四国、そういった新しい大阪湾の国土軸を含めた中での今後は観光とい うことに取り組んでいく必要があると思っております。 特に、我が町は深日港を持っておりますので、深日港の再航路復活ということを考えますと、 やはり、船会社の場合はどうしても採算性という問題を表に出してきますので、そういったとこ ろで、いかに深日航路を復活するには事業主さんとのこれからのいろんな交渉、いろんなPR、 そういったものが必要になってくると思っております。

そういった中で、先ほど担当から説明があったように、みなとオアシスみさきの、今、仮登録が済んでおります。先日ですけれども、本登録の要望を大阪府と一緒に国のほうへ出しておりますので、平成27年度までには何とか海の道のオアシスをしっかりと動きを変えていきたいなと、このように思っております。

そうすることによって、道の駅、今現在継続中でありますけれども、道の駅と海の道、深日港 をリンクさせて交流人口の増加を図っていくというのが目的でございます。

しかし、そのためには、やはり先ほど申しました歴史遺産、そういったものをしっかりと観光 資源として持っていかなきゃいけないという思いがありますので、今後、先ほどの質問ですけれ ども、観光課を設置するのかどうかということについての考え方でありますけれども、大きく分 けますと二つございます。

1点は、やはり9市4町でつくっております観光プロモーション、これは先ほど質問の中にも 奥野議員からありましたけれども、やはり旅行会社、そういったところとの連携を観光を中心に 考えていこう、そして、おのおのの自治体のPRをやっていこうと。そして、受け皿をつくるた めの今後、岬町が観光協会を立ち上げて、もちろん淡輪観光協会はございますけれども、これも 一つになってもらって、今後、そういった受け皿をつくっていこうと。今後はそういった岬町の 交流人口を増大するための観光になっていくかなと、このように思っております。

そういう中で、一つにはそういった大阪湾を中心としたベイエリアコースによる観光の交流人口をふやすというのと、もう1点は、やはり企業誘致をして定住人口をふやしていく、子育て環境をしっかり張りつけていくということになってくるかなと、このように思っております。

そういった意味で、今後、そういった専門分野のセクションをしっかりとこの4月から張りつけて考えていきたいと、このように思っております。

課にするか係にするかは別として、そういったしっかりした専門のセクションをつくっていく と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○田島乾正議長 奥野 学君。
- ○奥野 学議員 町長、どうもありがとうございました。
 続きまして、最後に一つご紹介したいことがございます。

現在、大変注目を浴びているシティープロモーションビデオをご紹介いたします。YouTu beに投稿されている神奈川県、佐賀県、兵庫県猪名川町などが観光地、特産品などを県知事、 市町村職員、各種団体が出て、AKB48の恋するフォーチュンクッキーの音楽に合わせて踊り、 PRするビデオがございます。

まちの力を前面に出し、PR策としては大変効果的でおもしろいものに仕上がっておりますので、一度見ていただきたいと思います。

猪名川町は予算ゼロで作成したとのことであります。大阪府では今のところどこもないので、 早急に検討いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

- ○田島乾正議長 まちづくり戦略室長、南 康明君。
- ○南まちづくり戦略室長 シティープロモーションビデオの関係についてお答えさせていただきます。

本町では、まちづくり戦略室の企画担当の職員が昨年、大阪府が募集したCMコンテスト2012に平成24年10月に作成し、参加した岬町PRビデオがございます。そのとき、入賞はしませんでしたが、現在、パソコンのYouTubeで見ることができます。

テーマは「家族で楽しい岬町」とYouTubeに入力すれば動画が流れます。現在、作成してから613回再生されておるところでございます。

また、フェースブックのほうでは、マスコットキャラクターの「みさっきー」と観光大使である「みさきーちょ」のPRビデオを流しておりますので、それも見ていただけたらと思います。 このように、今後も岬町のPRビデオの作成を必要に応じて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

- ○田島乾正議長 奥野 学君。
- ○奥野 学議員 私からはいろいろと質問をさせていただきましたが、今一歩踏み込んだ具体的な対策が見当たりません。いろいろと私案を提案させていただきましたが、再検討いただき、採用していただけるものがあれば幸いです。

まちづくり戦略を大胆な発想で検討していただくことを要望としまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

- ○田島乾正議長 奥野 学君の質問が終わりました。
 次に、竹原伸晃君。
- ○竹原伸晃議員 ご指名いただきました田島議長、ありがとうございました。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私自身の決め事なのですが、毎年12月議会では防災面について質問すると決めておりまして、 現在、議員3年目ですので、3回目の質問になります。

過去の自分の言ったこと並びにしてきたことを見返しながら、また、議事録も読みながら検討 してきたことを中心に質問させていただこうと思いますので、明確な答弁をお願いしたいと思い ます。

また、現在12月ということで、年末押し迫ってくるこの時期でございます。歳末火災特別警戒として関係者様には多大な活動をいただいています。まずもって、地域で活動されている方に感謝の念をご苦労さまですと申し上げたいと思います。

通告の1点目でございます。大阪府の地域防災計画の見直しがことしの秋にございました。それを受けて、岬町の対応はどうかということでございます。

私の記憶によると、ほかの方の一般質問だったと思うんですけれども、岬町の防災計画の見直 しもしますということを東日本大震災の後に聞いておりまして、それは大阪府の防災計画が見直 されてからしますといったことでしたが、大阪府が変わったので、やはり岬町も早急に見直して いただきたいということですが、この点、どのように考えておられるかご答弁をお願いいたしま す。

- ○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。
- ○谷下危機管理監 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

南海トラフによる巨大地震につきましては、大阪府が設定しております南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会において区域全体が災害になる場合の被害想定が10月30日に公表され、大阪府内において17万9,153棟の建物が全壊し、建物倒壊と津波での被害などと合わせた想定死者数は13万3,891人であると発表されたところでございます。

このうち、岬町域では612棟の建物が全壊し、建物倒壊と津波での被害など合わせた想定死者数は212名であると示されております。

また、大阪府は年内にもライフラインの被害想定などをまとめ、来年3月にその地域防災計画 を見直すこととしております。

このような被害想定を受け、沿岸部に位置している岬町としましては、より早く避難を住民に 周知徹底する啓発と、避難訓練などに力を入れるとともに、まず、より高い場所に短時間で避難 することの重要性を周知してまいりたいと考えているところでございます。

避難の迅速を図る取り組みにより死者数の軽減が図れるとともに、今回の被害想定の結果を十分考慮しながら、本年度において津波避難計画と防災ハザードマップを作成し、翌平成26年度

におきまして津波に対する府との情報を整理した上、それから上位計画との整合を図りながら、 岬町の地域防災計画の改定作業を進めることとしております。

- ○田島乾正議長 竹原伸晃君。
- ○竹原伸晃議員 時期的なことを確認できましたので、岬町の地域性を加味しながら策定作業を平成26年度中ということですけれども、災害はいつ起こるかわからないところでございますので、できるだけ早急に、平成26年度中でも、平成27年3月までと言わないでもっと早くにできるようにしていくご検討をお願いしたいと思います。

私も防災の面に関しては、いろいろ関心がありまして、できるだけセミナーとかがあったら参加したいなという中、昨年でしたか、南部議員セミナーで京都大学の河田教授から、南海トラフはこういうふうに動くという話も聞きましたし、本年10月には泉南JCさん主催の防災セミナーで、これも京都大学の釜江教授の話を聞いております。

南海トラフの地震で影響される被害については、津波というのもあるけれども、要は地震に対してやはり揺れが大きいのではないかという中で、地震に耐え得れるまちづくりというのも目指してくださいということでしたので、そういう面も含めて次期防災計画を早急に見直しをしていただきたいと思います。

その一つの材料として、本年8月に岬町で総合防災訓練を実施していただきました。この防災 訓練については、過去2年にわたり、ぜひやってほしいと私申し上げ、実施に至ってとてもうれ しかったことを覚えているんですけれども、防災訓練をやった結果というところも反映していた だきたいなと思いますが、まずこの場にて、総合防災訓練の総括並びに課題等々がありましたら、 それを一度お聞きしたいと思いますが、お願いします。

- ○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。
- ○谷下危機管理監 竹原議員の、岬町で実施しました総合防災訓練の総括についてお答えさせていただきます。

初めに、本年8月3日に岬中学校のグラウンドにおきまして実施しました岬町総合防災訓練では、議員の皆様方初め、関係団体や住民の方々約700人のご協力、ご参加により、大変暑い中での訓練ではありましたが、事故などもなく無事終了できましたこと、この場をお借りいたしまして改めて心よりお礼申し上げます。

さて、今回の岬町総合防災訓練では、広く岬町の住民の方々に訓練に参加していただくことと あわせまして、訓練を見学していただくことを考え、学校施設のグラウンドにおいて仮想の災害 対策本部を設置し訓練を実施させていただきました。 今回の訓練は、地震などによる大規模な災害の発生を想定しまして岬町地域防災計画に基づき、 防災関係機関と緊密な連携と協力のもと、より実践的な各種訓練を総合的に実施するとともに、 防災体制の強化や防災関係機関の技術の向上と住民の防災意識の向上に資することを目的として 実施したところでございます。

また、訓練の内容につきましては南海トラフに起因する巨大地震が発生し、本町において最大 震度6強が観測され、通信、電気、ガス、水道施設などのライフラインにも大きな被害が生じ、 また、町内各所で家屋が倒壊し、同時多発火災が発生、負傷者や避難者が続出、さらに津波の恐 れもあるといった想定のもと、災害対策本部、消防署、消防団との情報伝達訓練を初め、住民参 加の初期消火、避難誘導、負傷者の救出などの各種訓練、また煙からの脱出や、起震車による地 震体験コーナーなどを取り入れた訓練とし、消防署、消防団といった防災関係機関を初め各方面 の関係者や団体の方々の協力のもと実施させていただきました。

しかし、一方で反省点もございました。住民への配慮という点では、訓練実施日が大変暑い日であり、住民の見学者が少なかった点。

また、訓練では設営の問題としてテントから訓練用に実施をする建物等が死角となり、全体の訓練が見えにくいといった反省点もございました。

全町一斉の防災総合訓練は岬町始まって以来の試みでもあり、防災関係機関が日ごろ訓練で習得した知識や技術を総合して地域内の災害状況や情報を収集する情報収集訓練とともに、各種の情報を地域に伝達する情報伝達訓練を取り入れ、一体的な連携体制の確立を図るための訓練として実施させていただき、総合訓練の目的である災害対策本部、消防団、消防署など防災関係機関との連携が図れた訓練であったと考えているところでございます。

今後は、住民が体験したり見学する訓練から、より地域の実情に即した参加型訓練、例えば津波からの避難訓練、避難所開設訓練など、より実践的な訓練の実施に向けた検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

災害には日ごろの備えが大事であり、今回の訓練を十分踏まえ、来年度に予定しております岬 町の地域防災計画の強化など、将来の防災の備えを固めてまいりたいと考えているところでござ います。

- ○田島乾正議長 竹原伸晃君。
- ○竹原伸晃議員 危機管理監から物すごい前向きな話をお聞きしました。

中で一つ気になっているのが、8月3日という日程設定で、確かに物すごい暑い日でございまして、見学者も少なかったかなと思うのではありますけれども、決して暑いから少なかったとい

うのではなかったんじゃないかな。暑くても寒くても参加する人は参加しているんではないかと、 自分は思っていまして、今後、検討するところではありますが、災害というのは物すごい暑い日 であったり物すごい寒い日であったり、それはわかりませんので、暑い寒いとかいうよりも、や はり住民の意識レベルを上げるというところで、参加型の訓練を次回目指すということですので、 そういうふうな形で、住民の意識を高めるように持っていっていただいて、それを防災計画に生 かしていただくということでしていただければと思います。

続きまして、二つ目のことですが、町長も先ほどの所信表明の中に、自主防災組織について申されてましたが、自治区の中に自主防災組織があるという中で、あくまでも自主防災組織、自主的なもので組織ができておるということですが、その自治区に自主防災組織の活動がやはり前向きな、物すごい前向きなところと、本当に名簿だけつくっただけで、あるよというだけのところとかなり温度差があるんではないかと自分は感じております。

そういうようなところで、あくまで自主的なものですが、やはり岬町の行政が音頭を取りまして、自主防災組織というのはこのようにしてほしい、このようにしましょうという指針を示すといいますか、もしくは活動を活発にしている自治区の活動を紹介するとか、町内に限らずほかの市町村から自主防災組織の先進事例を取り入れて紹介していただくとか、そういうような取り組みは行政でしていただきたいなとは思うんですが、その点、危機管理担当ではどのように考えられておられますか、ご答弁を願います。

- ○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。
- ○谷下危機管理監 東日本大震災から2年8カ月が過ぎ、全国的に毎年異常気象ともいえるゲリラ 豪雨や台風でとうとい人命や財産が失われております。

本年4月13日には、岬町において震度5弱を記録する地震が発生し、改めて私たちの生活が さまざまな自然災害と隣り合わせに成り立っていることを痛感させられました。

また、近い将来必ず発生すると危惧されております南海トラフによる巨大地震についても、その対策の必要性が求められており、防災、減災に向けたさまざまな取り組みを実施していかなければなりません。

その一つに、8月3日に実施しました各関係機関、関係団体、住民の皆様方の参加のもと、総合防災訓練を実施させていただきました。しかし、災害時の公助には一定の限界がございます。また、自分の身は自分で守る自助に加え、災害時に自分自身で身を守れない人についての住民同士が助け合う共助の仕組みも重要で、その一つが自主防災組織であります。

災害対策基本法では、住民の隣保協働の精神に基づく自発的な防災組織と定義されており、市

町村は充実に努めなければならないともうたわれております。

岬町は、61の自治区があり、そのうち自主防災組織が設立されておりますのは、平成25年 11月末現在で39組織が設立されている状況でございます。

議員ご提案の先進事例を取り入れる方法でありますが、他地区の自主防災組織との意見交換などは住民同士の災害への準備であり、自主防災組織の活動における活性化となるとても有意義な取り組みの一つと考えております。

災害の規模が大きくなるほど公助による救助応援活動が大幅におくれることが推察されますので、この間、自助や共助により乗り切らなければならないため、自主防災組織の必要性は増しており、こうした公助組織の充実は住民同士のきずなを強めるばかりでなく、参加する一人ひとりが自分の身は自分で守る自助意識の高揚にもつながると考えております。そのためにも、岬町内の自主防災組織同士の交流や、意見交換を持つ場などのセッティングを考えてまいりたいと思います。

また、自主防災組織内での高齢化という問題もございますので他市町村でのよい事例などにつきましても、危機管理担当で調査し、交流の場で報告させていただくことも早々考えてまいりたいと思います。

- ○田島乾正議長 竹原伸晃君。
- ○竹原伸晃議員 とても明快な答弁でございまして、ぜひそれを進めていただきたいと、かように 思います。

自主防災組織ですが、実際に組織されているだけと言われる組織もあると感じております。活動を1回でもしたことがあるというのと、一度もしたことがないという、ゼロと1の差はとても大きくて、1回でもすることによって2回、3回、ひいては10回、100回と進むことができると思いますので、その一番最初の後押し並びにそういう指針を進めていただきたいと思います。この自主防災組織については以上になります。

その次に、災害の種類とそこに対応する資器材についてということですが、その質問の前に、 通告にあったかどうかわかりませんけれども、本年、災害対策本部というところで活動された回 数というのは何回、目的は何というのはすぐわかりますでしょうか。

- ○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。
- ○谷下危機管理監 竹原議員のご質問ですが、回数までは手持ちの資料がございませんので。

まず、災害の状況に応じて被害を最小限にとどめるということで本部を立ち上げます。関係機 関、特に消防署、また消防団、こういったところと連携を取りまして、早急な、被害を最小限に 食いとめるための連絡機関でもあります災害対策本部を立ち上げているところでございます。

特に4月13日に発生いたしました岬町におけます震度5弱の地震におきましては、直ちに災害対策本部を設置しまして、また議員の皆様方もすぐ駆けつけていただいた状況でございます。

それと、記憶に新しいところでいいますと、9月15日、16日の長雨が2日間続きました。 このときにおきましても、消防団におきます水防活動を中心に実施していただいたという経緯が ございます。

このように対策本部を設置しながら対応をしている状況でございます。

- ○田島乾正議長 その前に、答弁者にちょっとお願いしたいのは、今、質問者は通告の部分で質問 しているんですけれども、ただいまの質問は通告に連動した関連するものでありますので、今後、 そういう予測を考えて資料なり等々用意していただきたいと、かように思いますので申し入れて おきます。竹原伸晃君。
- ○竹原伸晃議員 私自身も災害対策本部が立ち上がったとお聞きしましたら、のぞきに来るように はしておりまして、水害、地震のときもあったんですけれども、水害で台風の警報が出るとなっ たときに、もう直ちに立ち上がっているということが何回かあったように記憶しております。

災害の種類というのが何個かありますけれども、水害というのが最近多いのではないか。火災で出動する回数が少なくなった、山火事が少なくなったというので目立ってきたのかもわかりませんが、台風による雨水やゲリラ豪雨などによる災害、土砂災害も含めてかなり岬町、山間部のところが多いので、種類が変わってきているんじゃないかと思えてなりません。

そこで、一つ確認させていただきたいのですが、岬町で消防団なり自治区なりで持たれている 資器材ですよね。消防団でいえば車両やその他の備品、ポンプも含む備品。自治区では消防の消 火栓の近くにあるボックスの中にホース等々入っておりますが、適正な管理並びに必要なものを 必要なところに置いてほしい。

財政的にも厳しいところでありますが、要るか要らんかという議論も含めて実際に要るものを 要るところに配置していただくようぜひご検討いただきたいと思いますが、資器材についてどの ような方針で臨まれているのか、危機管理監にお尋ねしたいと思います。

- ○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。
- ○谷下危機管理監 竹原議員の、災害の種類と、その資器材ということにお答えをさせていただき たいと思います。

まず、災害の種類につきましては、地震災害、風水害、林野や家屋火災、海上火災などがあり、さらには、今後、高い確率で発生が予想されております東海・東南海地震を初めとした大規模災

害などにも備えが必要であります。身近では、毎年異常気象とも言えるゲリラ豪雨や台風でとう とい人命や財産が失われております。

こうした災害に対し、行政はもとより、消防関係機関は的確に対応し、住民の生命、財産を守っていかなければなりません。また、そのために必要な資機材を整備しておく必要がございます。 しかし、町の財政は非常に厳しい状況にあることは議員も先ほどおっしゃられたとおりでございます。

資器材の整備、特に消防団の車両につきましては、消防団の車両更新計画を定め、この計画により消防団の幹部会議で意見を伺いながら更新を図っているところでございます。

また、10月に開催いたしました消防団の幹部会議におきましても、来年度更新すべき車両の 説明をさせていただいた際、幹部からは現在、消防団活動の中心となっているのが水防である。 水防で出動する際は土のうなどを積む必要があるが、各団に配備されているポンプ車及び軽自動 車の可搬式ポンプ車ではその土のうを積んでいけないため、団員が保有しているトラックを団員 の好意により無償で借り上げ、水防活動に当たっている状況であるとの報告がございました。

こうした消防団活動において、地域防災力の強化及び充実のため今後の更新計画の中で十分協 議、調整をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、更新が必要となった消火栓設備の費用の負担の問題について、本年6月定例会の一般質問におきましてもご答弁をさせていただいているところでございますが、平成18年度に自治区長連合会が中心となり、各自治区長が消火栓ボックスを調査し、各地区財産区会計からの繰出金をもって更新すべき設備を更新したところでございました。

このように、基本的には消火栓ボックス内のホースなどの設備につきましては地元自治区により点検、更新がなされるべくものと考えているところではございます。

また、本町は厳しい財政状況のもと、第2次集中改革プランにより行財政改革を進めている最中であり、町負担により新たに設備を更新することには十分検討を要する状況にございます。

10月の自治区長連合会の役員会議においても、消火栓ホースなどの更新に対する補助制度の有無について、先ほど述べました各自治区財産区会計からの繰出金をもって更新したことを説明させていただきました。

この問題につきましては、それぞれの自治区のご事情もあると思いますので、継続して災害時に対して本当に何が必要なのかを自治区長連合会に対して各地区の状況などを伺い、一定の方向を出していきたいと考えているところでございます。

○田島乾正議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 資器材についてですが、行革も財政的なところで検討しないといけないところではございますけれども、優先順位としては要るものは要るとはっきり申し上げたいと思っております。

どのようなものが必要であるかというのを一生懸命打ち合わせをして考えておられるとのことですので、その点をまた見守っていきたいと思っております。

続きまして、最後のところでございます。

泉州南広域消防組合のメリットが生かされているのかどうかという点でございます。

昨年の12月の時点では、まだ泉州南消防組合が立ち上がっていない中で、メリットとデメリットとありますねという話をさせていただいております。

メリットを十分に生かしてデメリットを減らしていこうという話でしたが、それが実際生かされているのかどうかというのがまず1点でございます。

また、新しい消防署配備計画は進んでいるのか、これも広域になるメリットの一つとして、阪 南署と岬署の間に一つの消防を設けるように計画に盛り込むということをお聞きして、それなら ばということで皆理解して泉州南消防組合に対して可決したように覚えておりますが、その消防 署配備計画というのが後退してないかどうか、それだけ確認させていただきたいと思います。以 上2点、お願いいたします。

- ○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。
- ○谷下危機管理監 竹原議員のメリットが生かされているかどうか、また、新しい署の配備計画は 進んでいるのかという点についてお答えさせていただきます。

泉佐野市以南の3市3町が泉州南ブロック内における消防行政の円滑な運営を確保することを 目的に、あらゆる災害から住民の生命、財産を確実に守っていく消防の広域化、泉州南消防組合 がことし4月にスタートしたところでございます。

消防広域化の目的は、とりもなおさず災害発生時において、市町の垣根を越えて消防力を結集させることで被害の拡大防止と災害への対応力を向上させるものであります。

広域におけるメリットにつきましては、これまでも説明させていただいておりますとおり、まず住民サービスの向上がございます。消防本部の部隊数がふえるため多数の部隊の統一的な運用が可能となり、初動体制や増援体制が強化されています。

例えば、広域消防本部がスタートして、これまでの事例で申し上げますと、岬署管内では5月 に発生しました住宅火災では、ポンプ車を含む車両8台が結集、6月に発生しました休耕地での 火災では、ポンプ車を含む車両5台が結集、8月に発生いたしました深日漁港での配線火災では、 ポンプ車を含む車両4台が結集しております。また、10月31日国道26号線で、岬中学校前付近で発生した大型トラック2台と乗用車4台、計6台による車両事故におきましては、岬署の救急隊はもとより、阪南、泉南、田尻の救急隊4台により病院へ緊急搬送したところでございます。このように、早急な初動体制や増援体制が強化されております。

財政面の効率化と財政基盤の強化の面では、まず広域化に伴う負担金として、平成21年度と 平成22年度の決算額及び平成23年度の予算額の平均額を3年をめどに負担し、新たな財政負担が伴わないことで本年4月からスタートしたところでございます。

そして、具体的な効果といたしましては、消防本部機能の一元化による業務の効率化や消防設備の計画的な整備の促進が図られる点、重複投資の回避などによりまして、少ない経費でより高い水準の消防サービスの提供が可能になるといった点が挙げられます。

さらに、広域による財政規模が拡大することは、小規模な消防本部では整備が困難な高度な車 両の計画的な整備が可能になるなどがございます。

そして、岬町にとっての大きなメリットとしましては、今回の泉州南ブロック広域消防運営計画の中で泉佐野以南の3市3町の署所の配置を検討するということが示されております。その中で、課題となっておりました阪南市と岬町との境界付近に新たな署を再配置するということが運営計画の中に示されています。また、5年以内に実施するという計画概要が明記されているところでございます。

これらを具体化するため、広域消防本部において、中長期消防整備計画を今年度末までに策定すべく、本年8月にプロジェクトチームを編成し、現在、策定に向けた作業を行っているところでございます。

消防本部では、今後も消防力や財政面、さらには人事面において、適正な運営を図りながら、 より質の高い住民サービスの提供に努めているところでございます。

- ○田島乾正議長 竹原伸晃君。
- ○竹原伸晃議員 ただいまの答弁では、広域になったメリットを生かせているといった客観的なデータをもとに話していただきました。

5年以内に整備するという新しい署所に関しても中長期的な検討をするプロジェクトチームというのができておるらしいので、私も今現在、総務文教委員長の立場として泉州南消防組合議会に出させていただいておるのではありますが、やはり、署所の建設について意見を申し上げる立場かといわれると新しい消防署を建てというふうに言う立場ではないかな。やはり管理者、泉佐野市長を初めとする田代町長も入っていただいている管理者の中で町が取り上げていただいて、

その提案を議員サイドで受けまして賛成させていただきたいと思っておりますが、町長へ一つお願いといいますか、その点、消防署設置に関して計画はあるとは思うんですけれども、できるだけ早いことしていただくように、消防署が近いのに越したことはないので生命を守る立場としても取り組んでいただきたいと思うのですが、町長、答弁お願いできないでしょうか。

- ○田島乾正議長 町長、田代 堯君。
- ○田代町長 内容については、先ほど危機管理監のほうで説明したとおりでございます。

私どもとして、一応管理者、副管理者の中では、まだ具体的な内容については挙がっておりません。

ただ、はっきりしているのは、昨年もそうだったと思うんですけれども、この泉州南消防組合の設置に至って相当いろいろと署所の問題については頑張っていただいた経過は私もよく記憶しております。

そんな中で、平成29年度末には阪南岬の中間点に署所を建設するということは明確になって おります。

ただ、その中身の、土地をどうするのか、建物をどのぐらいの規模にするのかとか、また、費用分担等がございますので、それをどうするのかという問題について、今、事務方で進めていると聞いております。

私は、当初からこの阪南岬を解体して泉州南消防組合の決議を受けて賛成した一つの条件は、 必ず阪南岬の区域の中間に署所を必ず建設するということを確約の上で私も合意していますので、 これは問題なく設置されると、このように思っております。

そんな中で、現在、具体的にはまだ我々の机上には挙がってきておりませんけれども、近々それも挙がってくるかのように聞いています。

と言いますのは、事務方が今やっているのは、桃の木台の今バイパスをおりたところ付近を大阪府の土地なんですけれど、それを何とかしたいという思いが1点と、望海坂の付近に1点とあるんですが、どちらも土地の形態に問題があるのと、望海坂の場合は全面が6,000平米ぐらいあるということで、全部買収してほしいというような意向があって、まだそれは明確ではないんですが、そういったいろいろ土地に対する問題点がたくさんありますので、まだその辺は明確になっていない。

私から特にお願いしているのは、今、3市3町の中でヘリコプター基地がないんですよね。で すから、ぜひヘリコプターが、いわば急病人を搬送できるための、またはいろんな形でそういっ た基地ができるように土地も拡大してもいいじゃないかという話は事務方には私の意見として申 し上げております。

そういった意味で、必ず一番大事なことは消防力の問題でありますので、ぜひとも、我々、阪 南市域と岬町域の間が長いですので、その辺は必ず消防署所をつくっていくと私も努力していき たいと思っておりますので、十分、これ承知いたしております。

- ○田島乾正議長 竹原伸晃君。
- ○竹原伸晃議員 力強いご意見をいただきまして、私も消防組合議会としても応援させていただけ るよう努力したいと思います。

今回の一般質問の最後と言いますか、まとめになりますが、全般にわたって防災面においてほ とんどが前向きな答弁であったと感じております。

私自身、議員であるとともに別の地域の組織の中でも防災についてかかわっておりますので、 町の防災の取り組みをこのように考えていただいておるということを広く住民さんに知っていた だくのも私の議員の仕事と思っておりますので、現在、あることをこれから目指していることと いうのを広く住民さんに知ってもらうことを活動するということをお約束させていただいて、私 の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

- ○田島乾正議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。
 - 次に、鍛治末雄君。
- ○鍛治末雄議員 議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

初めに、長松海岸の松林の管理の件ですけれども、夕日100選に選ばれている長松海岸、岬町観光スポットの大事な大事な財産であるんですが、成長した松林が殺虫剤消毒がされていないため、約1,000本もあるうちの半数が枯れているという状況なんです。

自然愛護会とかライオンズクラブを初め、各種ボランティアの皆様が春夏秋冬にわたって活動され、草引きだけでも年間約45リットルで200台ぐらいの雑草引きをされています。植林間近な幼小の苗木については支えをしたり、成長したものは下のほうの枝払い等、ボランティア活動でされていて、5年前までは本当に夕日100選にふさわしい松林だったんです。それが、今現在、見るも憐れな状態になっておりますので、今後、この松林をどうされるのか。過去のことはちょっと置いといて、今後、この松林をどのようにされるのか、その辺をお聞きします。

- ○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。
- ○末原都市整備部長 鍛治議員ご指摘のとおり、長松の海岸。この長松は夕日100選に選ばれて、 岬町にとって松と夕日のコントラストが美しく、岬町が誇れる名所となっております。

現在、長松の数ですけれども、約1,000本がボランティアの方で植樹されておりまして、 その中で、今回、松くい虫の被害によりまして、約350本が枯れております。

この松の経緯なんですけれども、昭和50年代から現在に至るまで、岬町の自然愛護会の有志の方々が南海電鉄の土地を借り受けて、少しずつ植樹をして、現在、約1,000本となりました。その管理につきましては、長松を育てよう、育成しようとする数々のボランティア団体に管理していただいておりました。しかしながら、近年は高齢化も進みまして、団体として管理するのは非常に難しい状況にはなっております。

長松海岸は松くい虫の影響で枯れ松がどんどんふえ続け、そのため、町で何とかできないかという声が届いておりました。行政もこの状態を放置できないと考え、この12月補正で予算を計上し、危険な状態にある枯れ松の整備を考えております。

今後の管理についてですが、長松に植樹されました松の中にはかなり背の高いものもございます。この松の管理にはクレーン車やエンジンカッター等の操作が必要であるため、現在の団体では高齢化も進んで難しいのではないかと考えております。

この観光資源の管理には、今後、発足予定の岬町観光協会も関係しますので、そことも協議を 進めていきたいと考えております。

ご指摘のように、松くい虫の予防対策についてですが、神社や公園などでは松くい虫による被害予防のために、幹に薬剤を注入するなどの作業を行っているところもございます。全ての松に予防対策を行うには、薬剤の注入及び消毒等に多くの費用がかかり、今の町財政では管理するには負担が大きいと考えております。

また、この用地につきましては、都市公園区域内にあり、所有者である南海電鉄とも協議をしているところでございます。しかし、南海電鉄はみさき公園の施設、動物園などの管理区域を考えており、長松海岸の土地はボランティア団体に無償で利用させている。そのため、この区域につきましては松の管理も含め、利用者で行ってもらいたいとの考えでございます。

今後の管理についてですが、ボランティア団体、新たに発足する岬町観光協会及び南海電鉄と協議して決めていきたいと考えております。仮に、この地域を町が主体的に管理するとなった場合には、新たな植樹などは行わず、ボランティア団体から南海電鉄に返すことも選択肢の一つではないかと考えております。

- ○田島乾正議長 鍛治末雄君。
- ○鍛治末雄議員 今、部長から答弁いただきましたけれども、最終的には町が本腰入れて管理して、 夕日100選にふさわしい松林にしようという想いが薄いと思うんです。

町長、この松林、先ほどの説明にもありましたように、町長の名刺にも長松海岸のあれが入っていると、それ以外にいろいろ岬町の観光といったら長松海岸の件が出ているわけです。この松林を今のような状態で何やったら返してしまうというような考えじゃなくて、土地はどうあれ、 景色は岬町の財産ですから、何とか今後管理してもらいたい思うんです。

私、殺虫剤が高いということである人に聞きますと、大きな松は別としまして、大きな松というのは、数十メートルの。岬町にある松であれば、1本に2万円ぐらいの防虫消毒をすれば5年間持つと聞いておるんです。今現在、約半数ぐらいですから、約1,000万円ですか、500本にするとしても1,000万円ですけれども、5年間でやりますと250万円とか200万円の数字になりますので、その辺、岬町の財政は厳しいことはよくわかっておりますけれども、やはり、財政と長松海岸の松林、何とか切り離して独自の予算で、ボランティアはボランティアで大いに今までどおりやっていただくとして、最終的には殺虫ぐらいは岬町が責任を持ってやっていくということで考えておるんですが、その点、岬町長いかがですか。

- ○田島乾正議長 町長、田代 堯君。
- ○田代町長 部長の説明は、現状見た中で、非常にやっぱり財政的に見たとしての状況の中で町が これを本格的に管理するのは非常に難しいという意味合いで答弁をさせていただいていると思い ます。

私は、やっぱりおっしゃるように、この長松は岬町の歴史の大きなシンボルでございますので、何とか保存をしていきたいという思いがあります。そのために、近々になりますけれども、この12月に議員の皆さん方にご提案をさせていただいているのは、まず枯れた松を切って、そして松の植樹をやっていこうということで、一応、行政は考えております。

ただ、底地が南海でございます。過去の歴史もあるようですけれども、そういった中で、この 南海さんと連携はしっかりと取っていかなきゃならないと思っています。

南海さんも、今、公園の中でご承知のとおり相当な松枯れが起きております。そんな中で南海 さんもこれについては苦慮なさっていると思いますけれども、長松というのはうちの歴史のパン フレットの中にもきちっと載っていますので、これはしっかりとまた守っていくように、南海さ んとも調整してやります。

- ○田島乾正議長 鍛治末雄君。
- ○鍛治末雄議員 部長からいろいろ説明を受けまして、今現在、いろいろ聞いてみますと、部長の 配下の人で、松林をやはり何とかせなあかんということで、松林の枯れた枝が落ちますと散歩し ている人が滑って危険であるということで、課長ほか何人かが清掃したりいろいろやっていただ

いているのはわかっているんです。

塩害は今現在、防潮堤が約1メートル上げられましたので、ますます少なくなると思いますので、殺虫のほうだけは一つ考えていただいて、取り組んでいただきたいと思うんです。

塩害に強い木もあるということで、サンゴジュウとかキョウチクトウは塩害に強いということで、 今後、苗を植えるのであれば、全面にじゃなくて、若干松の前にそういうことも考えていけばど うかと思うんですけれども、ぜひ、この長松海岸の松林、今現在、半分切ったらどうなるか、大 分景観が落ちると思いますけれども、今後のためにしっかりと力を入れていただきたいと思います。

続きまして、岬町空き家バンクの件ですが、一部奥野議員と意見が同じのところがありますけれども、私はこの件につきましては、ことしの4月12日の読売新聞に、「人口減深刻、河内長野で空き家バンク」という新聞記事がありまして、これはいずれ質問せなあかんなということで切り抜きしておりましたんです。

大体、内容を抜粋しますと、「深刻な人口減に悩む河内長野市は、市内の空き家情報を登録し、 市内外からの居住希望者との間を取り持つ空き家バンク制度を始めた。府内の自治体で同制度を 導入するのは珍しいといい、同市への定住を促し、地域の活性化を図る」ということで、現在、 河内長野市は11万2,000人ほど人口あるんですね。これが5年間のうちに4,000人ほ ど減ったので、定住策を考えるということで考えられたのは、約4,800軒ある空き家に着目 して有効活用していこうと。そして、定住促進を図ろうということなんです。

所有する空き家を売ったり買ったりしたい人は、市に住宅の構造や延べ床面積、築年数、トイレや風呂の有無などを記して登録。入居を希望する人は、引っ越しの時期や地域、間取り、予算、駐車場の有無など、条件を市に届け出ると。交渉や契約は市が協力関係を結ぶ不動産業者が担当。市は市のホームページで広報していくということでやっておられますけれども、岬町でも空き家がいろいろありますけれども、今後、多目的公園にプロセスですか、あそこが100人ぐらいの従業員が来られると。現在、今、住んでおられます家がありますので、そこからの通勤となりますが、一部はやっぱり地元でということもありますので、こういうのがあれば便宜的にいいのか、重宝がられるんじゃないかと。そして、新たに岬町へ居住される方にも適してるんじゃないかということで、この空き家バンク、先ほど制定されるということを聞きましたけれども、1週間ほど前に河内長野市に問い合わせをしたんですよ、どういう状況ですかと。この4月に新聞発表とかされていたからね。河内長野市の話では、現在では10軒以内の届け出がありますと。市外へ転居した人が知らない人があって、軒数は上がっていないということで、平成26年度の固定資

産税納付通知書に空き家バンクをやったと。だから、ぜひ届けてくださいというようなことも一 筆入れて周知徹底して頑張っていきたいとおっしゃっていますので、そういう点を補足的な意見、 どういうお考えかちょっとお聞きします。

- ○田島乾正議長 まちづくり戦略室長、南 康明君。
- ○南まちづくり戦略室長 岬町空き家バンク制度創設についてお答えいたします。

本年9月定例議会におきまして、岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例を制定し、平成26年4月1日から施行する予定となっております。

この条例は、空き家及び空き地の適正管理及び有効活用をするため、町が行う措置について定める条例を制定いたしました。

その条例の中で、空き家及び空き地の有効活用を定める第17条には、所有者等は空き家及び空き地を適正に管理するとともに、移住、定住等による地域の活性化を推進するため、みずから利用する見込みがない空き家及び空き地を第三者に賃貸、譲渡等により有効に活用するよう努めるものとすると定めております。

また、第2項で、町及び町民等は、所有者等と連携し、かつ協力して、空き家及び空き地の有効活用に取り組むものとするとの規定があり、この条文をもとに岬町空き家バンク制度実施要項 (案) を定め、制度創設を図ってまいりたいと考えています。

岬町空き家バンク制度実施要項(案)の趣旨につきましては、町内の空き家等を有効活用する ことにより、本町への移住・定住による地域の活性化を推進するため、空き家等及び利用希望者 等の情報を登録する制度を構築するものでございます。

また、本制度とは、空き家・空き地の売買等を希望する所有者等に居住できる家屋・土地を登録していただき、町内への移住・定住等を目的として空き家・空き地の活用を希望する方に対して情報を提供する制度でございます。

物件の仲介役としては、岬町に登録する宅地建物取引業者を活用してまいりたいと考えております。

なお、制度実施については、岬町のホームページを有効に活用し、情報提供を行ってまいりた いと考えております。

- ○田島乾正議長 鍛治末雄君。
- ○鍛治末雄議員 今、答弁していただきましたように、空き家バンクを創設するということですから、この固定資産税の枠内に必ず、そういうときに一筆、こういう空き家バンクをやったというような通知をして、多くの人に協力していただいたらいいんじゃないかと思います。

続きまして、(仮称) 道の駅の件ですが、今まで大変ご苦労された経過等、ことしの3月8日の(仮称) 道の駅管理運営計画試案を始終いろいろ説明いただきまして、その状況が一部把握できております。

約9カ月たっておりますので、その後の進捗がどうなっているかという点で、施設の規模、また集客するための目玉商品、管理運営委託業者はどういう状態まで選定しているんか。最後に収支計画、3月8日のときは約300万円、損はしていないだろうと。軽く見積もっても300万円ぐらいの年間でのあれはあるんじゃないかということをお聞きしていますけれども、9カ月経過した今現在の状況をお聞きしたいと思います。

- ○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。
- ○末原都市整備部長 まず、道の駅の今年度について、まず説明したいと思います。平成25年度 の予定は、当町が建築する地域振興施設の実施設計、これと用地買収があります。

そのうち、地域振興施設の実施設計に伴うコンサルタント業者が、この10月にプロポーザル 選定により決まりました。

規模なんですけれども、建築面積は約800平方メートルであります。構造は木造を予定しております。

次に、用地買収ですが、この道の駅の整備事業は国土交通省との一体整備となっております。 現在、用地買収予定地に国がボーリング調査を行っており、その調査結果により構造物の基礎の 形状が決まります。それに基づき用地買収が決まりますので、そのような形で用地買収を進めて いくということを国のほうから聞いております。

地権者の方には事前にお話をさせていただいております。全員協力するとおっしゃっており、 今年度中には用地買収をする予定で進めてまいりました。

しかしながら、ご存じのように大雨によりランプ付近の道路の法面が少しずれが生じております。そのために国が行う測量や地質調査のおくれもあり、工程が少しずれ込んでおります。町としては、できるだけ早くこの業務を終わらせるような形で国に対して要望していきたいと考えております。

次に、集客のための目玉商品でございますけれども、現在、はやっている道の駅の取扱商品を研究しており、ほかにはない商品の開発をしたいと考えておりますが、最終的には運営を任せる 指定管理者に岬ブランドを開発していただこうと考えております。

先ほど言いました指定管理業者でございますが、町としては、指定管理者による運営を考えて おります。国土交通省は平成27年度に第二阪和国道延伸事業の和歌山市の大谷までの供用開始 を考えております。町では、この道の駅の開業もこれにあわせて行いたいと考えております。そのことから、平成26年度中に指定管理者を公募し、決定していきたいと考えております。

収支計画についてですが、この3月の事業委員会にて全国の道の駅の収支計画を参考にして説明させていただきましたが、その後につきましては、収支計画書は作成しておりません。今後の収支計画の作成につきましては、指定管理運営業者にレストランのメニュー、特産品の開発、販売などの提案も含め作成させたいと考えております。

- ○田島乾正議長 鍛治末雄君。
- ○鍛冶末雄議員 答弁ありがとうございます。

この目玉商品を研究して、開発をしていきたいという考えですけれども、全てが指定管理者を 公募した上で決定してから絵が描かれるということで、平成26年度中となっておりますけれど も、大事な指定管理者の力が必要と思いますので、できるだけ早く決めて、その辺の見通しをし っかりとつけていただいてこの道の駅が大成功に終わるように取り組んでいっていただきたいと 要望して終わります。

○田島乾正議長 鍛治末雄君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定いたしました。再開は1時に再開したいと思います。よろしくお願い します。

(午前11時52分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

- ○田島乾正議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 次に、川端啓子君。
- ○川端啓子議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。通告に従って、一問一答方式でさせていただきます。

最初に、男女共同参画社会についてですが、男女共同参画社会とは男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会であります。

男女平等を基本理念として女性も男性も一人ひとりが大切にされ、社会の対等な構成員として 喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を最大限に発揮できる社会の実現を目指して、行 政としてもあらゆる施策に取り組んでいかなければなりません。

当町においては、本年4月、男女共同参画社会の推進とその実現に向けた取り組みの核となる 岬町男女共同参画推進条例が制定、施行され、男女共同参画社会推進に向けて拍車がかかったことに喜びを感じている一人であります。

しかし、現実には、町政の中での政策、方針決定過程の参画は進まず、町の管理職に占める女性の割合も大変低い状況です。また、審議会等の委員における女性の割合も、目標数値には達しておりません。

こうした状況を踏まえ、今後における男女共同参画社会の推進についてお尋ねします。

- ○田島乾正議長 総務部長、白井保二君。
- ○白井総務部長 それでは、男女共同参画社会のさらなる推進について答えさせていただきます。 男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわりなく、職場、地域、 家庭など、あらゆる場面で、その個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の 実現は、本町の重要な政策課題の一つと認識しております。

こうした認識のもとに男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、本町の男女共同参画社会の形成に向けた基本理念などを明らかにした岬町男女共同参画推進条例を当年3月に制定するとともに、この推進条例に定める六つの基本理念に基づきました具体的な施策の方向性と推進のための方策を明らかにした第2次岬町男女共同参画プランをあわせて策定したところでございます。本町では、こうした第2次参画プラン及び推進条例をもとにして男女共同参画社会の形成に向け、諸施策を町長を本部長に、また各部長で構成する男女共同参画推進本部を設置いたしまして、各部署が積極的に連携を図りながら施策を推進してきたところでございます。

そして、このようなことによりまして男女共同参画社会に向けまして新たな取り組みを本年度 から開始したところでございます。

この取り組み内容につきましては、子育て、女性の健康づくりなどにつきましてはしあわせ創造部が中心となり、また、男女共同参画社会の視点に立った教育、学習の充実につきましては、教育委員会が中心になりまして取り組みを行っておりますので、今回は人権担当部門が実施いたしました内容を中心に報告させていただきます。

まず、本年6月の男女共同参画週間においては男女共同参画という考えを浸透させる目的から、「男女共同参画を実現するために」をテーマにいたしまして記念講演会の開催を行いました。

また、男女がともに能力を発揮できる就業環境づくりを目的に、岬町事業所人権問題連絡会総会におきましてパワーハラスメント防止をテーマに、町内事業者及び本町管理職等が参加した啓発研修を行ったところでございます。

その他、男女間のあらゆる暴力の根絶を目的に、町内の中学生、高校生に対するデートDVの 予防啓発品の配布、女性弁護士による女性のための特設法律相談の開催、また夫からのDV被害 に対しまして、岸和田子ども家庭センターと協定対応し、被害の拡大を阻止するなど、具体的な 取り組みを行ったところでございます。

また、政策方針決定過程の男女共同参画の推進の一環として、本町の推進条例は各種審議会などの附属機関における女性委員の構成比率の目標を40%に設定しております。この目標とする女性の構成比率を見直す一環といたしまして、昨年12月に岬町防災会議条例の改正を行ったところであります。

しかし、現在、この岬町におけます9月現在の各附属機関の委員におけます女性委員の平均割合につきましてはまだ25%となっておりまして、引き続き女性委員の積極的な登用が必要な状況にあります。

また、ご質問いただきました本町におけます女性管理職の割合につきましては、今年度、現在におきまして9名という形で、16.6%の割合という状況でございます。

このように策定いたしました第2次推進プラン及び推進条例を踏まえた新たな一歩を踏み出したところでございますが、男女共同参画社会の実現は行政のみでできるものではなく、地域住民や住民活動団体、また事業所との協力関係の積み重ねが重要であること。また、大阪府や他の地方自治体との連携及び先進的な取り組み事例の調査、研究が必要であると考えております。

また、あわせまして、岬町男女共同参画審議会のご意見をお伺いしながら引き続き推進してまいりたいと考えております。

- ○田島乾正議長 川端啓子君。
- ○川端啓子議員 今、部長の方から答弁いただきまして、言うところの数値目標についてはなかな か厳しいものがあるけれども、一つひとつ、私もよくこの男女共同参画について質問や提案とか いろいろさせていただいてるんですけれども、その都度、いろいろ、例えば防災会議のメンバー にも今まで女性委員が入っていなかったのをきちっと入れてくれるということで条例改正もして くれて、来年、また防災会議の計画を見直すときには女性も入るということをお聞きしています し、一つずつ進んできているなとは思うものの、まだまだだと思うんですね。

私もいつも先進市町の事例を聞きながら、岬町では、これだったらできるかなと思うものをず

っと提案させていただいているんですけれども、例えばDV被害者の方が岬町に来られたときの 緊急措置として、予算をつけていても来られなかったら使わなくていいわけやけれども、もし来 られたときに、やっぱり予算もつけていなかったらできないということで、それも検討するとい うことを前に部長、答弁いただいているので、被害者の方が岬町に来られたときに緊急的な措置 に対しての予算もつけて、きちんと救済できるようにしていくということも聞いていますけれど、 その辺はどうなっているのか。

- ○田島乾正議長 総務部長、白井保二君。
- ○白井総務部長 男女共同参画社会の形成に向けまして、今後の基本方針となりますこの岬町の共同参画推進条例には六つの基本理念を定めていると回答させていただいたところでございまして、その一つが、男女間におけるあらゆる暴力は人権の侵害に当たることから、あらゆる暴力は根絶されることとしておりまして、あと、同じく条例におきましては、何人もセクハラとかDV、パワハラを行ってはならないと規定しております。

しかしながら、こうした男女間の暴力行為は多く発生しておりまして、本町における発生事例 も先ほどの回答で説明させていただいたとおりでございます。

また、こうした暴力行為を未然に防止するための相談窓口の設置や、もし、また発生した場合の被害の軽減策の取り組みが必要になると考えております。

現在、本町におきましては、高齢者への暴力行為に対する緊急避難施設、シェルターの設置に 関する予算は措置されているところでございます。また、高齢者以外の方の暴力行為に対する相 談体制につきましてはできておりますけれども、ご質問にありましたとおり、役所の休日や深夜 などに発生した場合の緊急対応策については引き続き検討段階にあると考えております。

よって、こうした緊急避難的な措置に必要な内容の検討とあわせまして、これにかかる経費の 予算化に向けました検討につきましても今年度から、また来年度の予算の確保に向けまして検討 してまいりたいと考えております。

- ○田島乾正議長 川端啓子君。
- ○川端啓子議員 そういった方は本当に急を要することですので、やっぱり、先ほども言いましたけれども、予算措置をしてて使わなかったらそれでいいんですが、それはそれでいいことやと思うんですけれども、予算措置をしていなかったらどうにもならないので、その辺を来年の予算にはきちんと組み入れるようにしっかりと検討していただきたいということを言っておきます。

次に、先ほども数値目標で女性管理職を育てていくというのか、そのことについてちょっと、 女性職員研修について言わせていただきたいと思います。 国においては、ご存じのように安倍内閣が女性の活躍推進を成長戦略の中核として位置づけ、 各地域においても、経済活性化、地域活性化の観点から、女性の活躍をどのように推進していく かが喫緊の課題となっております。

また、各行政区においてもそれぞれの行政区の状況にあわせて女性の活躍促進の取り組みに努力していると聞いております。その中でも、大阪市では女性特別顧問を置いて、女性の活躍促進検討プロジェクトチームを設置しております。この間、大阪市に行きまして、このプロジェクトチームの一員である特別顧問の先生のお話を聞く機会があって、そこで感じたことなんですけれども、やはり、女性の能力が遺憾なく発揮できるようになるには、やっぱり行政としての環境整備が大事だなということを感じましたし、また、女性が持てる力を存分に発揮できれば大きな戦力になっていくなということを感じました。

しかし、現実には管理職に占める女性の割合が東京もそうですけれども、本当に低いなって。 当町においてもこの女性力を引き出して発揮してもらってまちづくりに大いに生かしてほしいな と思います。

そのためには、当町に合った女性職員研修をすることが大事なことだと思うのですが、この点についてお尋ねしたいと思います。

- ○田島乾正議長 まちづくり戦略室長、南 康明君。
- ○南まちづくり戦略室長 女性職員研修についてお答えする前に、本町が現在行っている研修について、まずお答えしたいと思います。

研修につきましては、マッセOSAKA、それから泉州地域地方自治講究会、庁内研修、その他、専門職を対象とした研修を現在実施しております。

1年間通して実施したという研修の中では、平成24年度の研修実績から申し上げますと、マッセOSAKAの研修では、新規採用職員研修、管理職研修、住民税固定資産税課税事務基本研修、パワーポイント研修、エクセル研修等があり、20名の職員が参加をいたしました。

また、泉州地域地方自治講究会では、新規採用職員研修、法制執務研修、管理職研修、地方自治制度勉強会等があり、22名の職員が参加しました。

また、庁内研修としましては、4回にわたる新規採用職員研修、地域活性化のための研修、人材育成研修等の各種研修があり、62名の職員が参加をしております。

その他研修といたしましては、就学前人権研修、市町村保健師研修、保育所におけるマネジメント研修、障がい児共生保育講座、海外渡航者の感染症対策等の研修があり、27名の職員が参加しています。

平成24年度の年間の参加者数といたしましては、131名の職員が研修を受け、男女比率といたしましては、男性が62%、女性が38%の割合になっています。

さて、ご質問の女性職員に対しての研修につきましては、マッセOSAKAの市町村職員研修において、唯一の女性だけの研修メニューがございます。女性職員だけが参加できる研修科目は、ブラッシュアップ女性リーダー研修でございまして、女性リーダーとして既に活躍、または今後の活躍が期待される職員を対象として、自治体経営、人事管理、政策法務等の重要政策分野やリーダーとしての役割等、行政全般にわたる講義、講演等を実施することで、女性リーダーにふさわしい能力の向上を図ることを目的として実施されています。

しかし、この研修におきましては、研修日程が9日間連続となることで、部署によっては研修に参加することで日常業務に支障を来す恐れがあるため、今までに参加された方は本町では残念ながらございません。

今後、地方分権が進む中、市町村の役割がますます重要となり、行政の最前線を担う市町村職 員のレベル向上が求められております。また、多様化する地域課題に適切に対応できるよう、各 種研修により業務遂行能力及び専門的能力の向上を図ってまいりたいと考えています。

- ○田島乾正議長 川端啓子君。
- ○川端啓子議員 いろいろな状況があって大変ですけれども、できるだけいろいろ検討していただいて、何とか女性職員を向上させられる方向でまた考えていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、女性議会の開催についてですけれども、女性の行政参加への意識啓発などを目的に、女性議会を開催する自治体がふえております。近隣では、泉南市が開催しております。当町の第2次参画プランの中にも「政策方針決定過程の男女共同参画の推進」とあります。ともすれば、女性は政治に疎いといわれがちですが、日常の生活の中での教育、福祉、環境、防災などについて、今、岬町ではどうなっているのと女性の視点で問いかけていただく女性議会を開催し、町政への参画を体験していただくことは住民の意識改革だけではなく、行政にとってもメリットがあると思いますが、この点についての見解をお尋ねします。

- ○田島乾正議長 総務部長、白井保二君。
- ○白井総務部長 女性議会の開催についてお答えいたします。

男女共同参画社会づくりの一環といたしまして、女性の行政参加への意識啓発を図るとともに、 女性の視点から捉えた意見や要望、提案などを行政に反映することを目的としました女性議会を 開催する自治体がふえております。 全国市議会議長会が実施いたしました実態調査によりますと、平成22年度においては五つの 市が、また、平成23年度におきましては12の市が女性議会を開催するなど、増加傾向にあり ます。また、全国町村議会議長会の調査によりましても、本年7月までに八つの町村が女性議会 を開催したとの報告を受けております。

そして、今、議員ご指摘のとおり、大阪府内におきましても、本年10月には四条畷市、また 11月には泉南市が女性議会を開催いたしております。

こうした女性議会を開催した先進自治体では、空き家対策、子育て支援、福祉、介護、幼児教育問題などについてそれぞれ経験をもとにした質問や提案、提言を女性の視点から活発に行われ、 予定時間を超えるなど充実した会議内容であったと報告されております。

こうした女性議会の開催は、男女共同参画づくりを進める本町の推進条例の基本理念を及び第 2次推進プランにおける基本施策であるさまざまな方針の立案及び決定に男女が平等に参画する 機会の確保の推進に、また、女性議会における意見や提案内容が町行政に反映されることにより まして家事、育児、介護等の家庭生活と仕事などの活動両立などにつながるなど、男女共同参画 社会の実現に寄与するものと考えております。

こうした状況を踏まえまして、本町におきましても、女性議会の開催に必要なノウハウなどを研究する必要が、また議会などの関係機関との今後の協議方法についても調整する必要があると考えまして、女性議会の開催実績を有する泉南市を初めとする先進自治体に対する調査、研究を開始したいと考えております。

- ○田島乾正議長 川端啓子君。
- ○川端啓子議員 ありがとうございます。今、部長のほうから、前向きに先進市の調査、研究して いきたいという答弁をいただきました。

本当に、私、四条畷市の方が議員さんのこれをしたという直接にお聞きして、何か答弁者も全部女性がしたとか何とかというふうに私は聞こえたんですけれど、すごいそれでもって皆さんの意識が変わって、一歩前進したということをお聞きしたんです。

岬町もまだ本当に、近隣でしている、大阪府下で2市やし、近隣で泉南市がしているというだけなんで、ここで岬町が来年できたら、すごい何て言うか、それでもって岬町を売り込めれると思うんですよね。このネットで開いたかて、女性議会っていうところにインターネットでしたら、泉南市、四条畷市で出てきます。

だから、岬町もこれ来年したら、まだそんな、どこでもすぐにってできないことやから、来年 したら、岬町って、それでも出てくることで岬町が宣伝できると思います。町長にお尋ねしたい んですけれど、何とか町長、これを来年しようというふうに、やっぱり町長言っていただけないかな。

この第2次プランの基本的施策と施策の方向のところにも、本町に暮らす男女が、「岬町は男女平等の町であると宣伝できるよう」と書かれていますので、だから、ぜひ来年この女性議会をして宣言を皆、泉南市なんかでも宣言してるって聞いていますので、岬町もぜひしてほしいと思うんですけれど、町長、どうでしょうか。

- ○田島乾正議長 町長、田代 堯君。
- ○田代町長 女性議会の必要性については、担当部長のほうから今、答弁のあったとおりでございます。

ただ、この女性の議会の開催については、立法権、行政権があって、やはり議会の議場を活用するということは、議長の了解、また、議員の皆さん方の理解と協力を得なければ、私ども行政だけで一方的に来年度やりますよというわけにはいかないと思っています。

今、議員のご指摘のとおり、男女共同参画の中に女性議会というのも推進すべきだということ も理解していますので、できるだけ議会の議長とも相談させていただいて、来年になるかどうか、 できるだけ議員の要望に応えてまいりたいと、このように思っております。

- ○田島乾正議長 川端啓子君。
- ○川端啓子議員 議場を使うということで、これについては、たしか平成14年度だったと思うんですけれども、子ども議会をして、そのときにも、そのときの議長の協力、また議員の皆さんの協力をいただいてこの場で子ども議会をしたという一つのことがありますので、多分、議長もきっと「どうぞどうぞ」って言ってくださる、議員の皆さんもよくご理解のある方やから、この議会のほうはきっと皆さん協力していただけると思いますので、どうかまた町長よろしくお願いします。

これで、私、この男女共同参画については終わりたいと思います。

次に高齢者支援についてなんですけれども、認知症対策についてですが、高齢になっても住み なれたところで暮らすことは誰もが望むことであります。また、そのためには行政の支援が必要 不可欠であります。

特に認知症対策が社会問題となっております。地域の実情、特性に応じた認知症施策を推進するための推進プランが各行政区で策定されつつありますが、当町の現状はどうなっているのかお 尋ねしたいと思います。

○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 厚生労働省の発表によりますと、平成22年の段階で、要介護認定の申請を受けております認知症高齢者日常生活支援度2以上の高齢者数は全国で約280万人で65歳以上の人口の約9.5%に達しており、15年後の平成37年には470万人で、65歳以上の人口の12.8%に達するというふうな推計をいたしております。

本町におけます認知症対策の取り組みといたしましては、これまで出前健康スイッチ教室における、歌、手遊びなどによる認知症予防教室、認知症について正しい知識と理解を持って地域や職場で認知症の人やその家族に対して温かい目で見守っていただく役割の認知症サポーター、また、その指導的な役割を担いますキャラバンメイトや市民後見人の養成、また、認知症には特化をいたしておりませんが、地域の拠点に出向いて行っております福祉何でも相談や、介護者家族の会「ほほえみ」という団体がございますが、への支援などを実施しております。

また、認知症徘回高齢者等が行方不明になった場合において、捜索等にご協力をいただく徘回 高齢者等SOSネットワーク事業につきましても、近々に事業を開始する予定となっております。 また、医療機関や介護サービス及び地域をつなぐコーディネーターの役割を担う認知症地域支 援員を配置する認知症地域支援事業について今補正予算に計上いたしており、ご審議をいただく 予定となっております。

このような中、国におきましては、今後の認知症施策の方向性について取りまとめ、認知症の方は精神科病院や施設を利用せざるを得ないという考え方を改めまして、先ほど議員がおっしゃられましたように、地域に住み続けるという理念のもと、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指し、この実現のためにこれまでの自宅、グループホーム、そして施設、あるいは一般病院、または精神科病院というケアの流れを変え、むしろ逆の流れにするというもので、このために状態に応じた適切なサービス提供の流れでございます認知症ケアパスを構築することを基本目標として示すとともに、平成25年度から平成29年度までの5カ年間の認知症施策推進5カ年計画、オレンジプランを作成したところでございます。

また、市町村はその計画の内容の一部において平成27年度以降の実施、または介護保険計画 に反映をするということとされておるところでございます。

ここで認知症施策推進5カ年計画、オレンジプランについて少しご紹介をさせていただきたい と思います。

このプランにつきましては、状態に応じた適切なサービスの提供の流れである認知症ケアパス の作成、普及。かかりつけ医の認知症対応力の向上や認知症サポーター医の養成の充実。また、 他職種協働で実施される地域ケア会議の普及、定着などの早期診断、早期対応。精神科病院に入院が必要な状態像の明確化や退院支援。また、退院に向けての診療計画の作成など、地域で生活を支える医療サービスの構築。必要な介護サービスの整備を進める地域で生活を支える介護サービスの構築。認知症地域推進員、認知症サポーター、市民後見人などのさらなる養成や、認知症の人やその家族を支援する地域での日常生活家庭支援への強化。若年性認知症支援のハンドブックの作成等からなります若年性認知症施策の強化。そして、認知症介護実践リーダー研修や認知症介護指導者養成研修など、医療サービスを担う人材の育成の七つの柱から構築をされているところでございます。

今後、本町といたしましては、引き続き認知症予防の推進に努めていくとともに、このオレン ジプランに基づき認知症施策のさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

- ○田島乾正議長 川端啓子君。
- ○川端啓子議員 ありがとうございました。本当に高齢化が増加している本町ですので、すごく手厚くいろいろやってくれているということ、本当にありがたいです。

あと、認知症と言ったら高齢者が大半ということで高齢者支援ということで、でも若年性の、 まだ働き盛りの方、そういう方からもずっとこの間から相談を受けたわけなんですけれども、あ と認知症と、アルツハイマーとはまた違うんですけれども、その辺はアルツハイマーのことはど うなるんですか。

- ○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。
- ○古橋しあわせ創造部長 認知症とアルツハイマー、いわゆるアルツハイマー、認知症も進行しますけれども、アルツハイマーのほうが進行性が非常に早いと聞いております。

いわゆる脳が萎縮をしていくことに伴って認知症状が出てくるというものというふうに私たち のほうは理解をしておるところでございます。ただ認知、いわゆる認知にかかる病気であるとい うふうにも認識をしているところでございます。

- ○田島乾正議長 川端啓子君。
- ○川端啓子議員 ここまでは私もいろいろと事前のときにはお話しをしていなかったですれけど、 ちょっとその後ででも、若年性の方は言うたら、男性でも女性でも、生活を支えなければいけな い方がこういった症状にあったときには、どこまで行政としてケアができるのかなということを この前相談があったので、もし、今ここで、ただ、高齢の方だったらその方だけを何とかサポー トやけれども、まだ働き盛りの方だった場合は、本当に一家を支えてあげたらなあかんというこ ともあるという面で、やっぱり、その辺のいうところのサポート体制はどうなっているのかなと。

もしも、お答えしていただけるのでしたらお願いします。

- ○田島乾正議長 再度の質問で答弁求められているので、どなたか答弁していただけますかな。しあわせ創造部長、古橋重和君。
- ○古橋しあわせ創造部長 今現在、介護保険制度につきましては一定の高齢者ということでございますが、一定の条件が整えば、その年齢に達しない方でも介護認定を受けるという制度がございます。そういったフォーマル的、いわゆる制度的な分野の支援が一つございます。

また一家、若年性の方がそういう病気になられて、例えば職を離れる必要が出てきたという場合については、経済的な支援が必要になってまいります。その部分については、ちょっとあれですけれども、生活困窮に対する制度の活用もしているというところでございます。

今現在、そういったインフォーマル的な部分の支援につきましては、前にも議員のほうからも ご指摘ございましたように、ボランティアの活用であるとか、そういうところは検討をしていく 必要があると考えておりますし、また、今現在、地域福祉課において専門職を置きまして地域と 福祉サービスあるいは医療サービスをつなぐコーディネーター役を配置いたしておりますので、 そこが相談の窓口になって、一応行政ができる範囲と言いますのはフォーマル的な制度を使って の活用という部分になりますが、その辺の支援はしていきたいと考えているところでございます。

- ○田島乾正議長 それで、答弁よろしいですか。川端啓子君。
- ○川端啓子議員 個々にいろいろありますので、また個別にお尋ねしたいと思いますが、本当にこれが今の一つの社会問題にもなっているかなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、日々の不安を取り除き、安心して暮らせるまちづくりについてですが、高齢の方、特に ひとり暮らしの方の日常生活における不安はたくさんありますが、特にお聞きすることは、災害 時についてであります。

岬町は沿岸部に位置することもあり、皆さん不安を抱えております。災害に備え、防災訓練も町を挙げて開催しておりますが、現実に、先ほども質問あったんですね、災害のことね。私のほうからはいろいろ現実に、本当に年いった人が津波が来たときに体が動くのかというところですごく不安を抱えておるので、そういうことについて、こんな意見もあるんです。やっぱり日ごろからの訓練というのが大事ではないのかって、そのときにすぐに体が動く、日ごろからの訓練は大事ではないか。

岬町全域でやっている行事、例えば環境美化の日なんかだったらその日は環境美化の日やと皆 思っているから、そのときでも、その後ででも、そういうちょっとした避難行動を起こすとか、 そういうことを定着するようなことをしていく中に、皆さん、年いった人はそうしたらいいんや って思うことで不安が解消されるのではないかというご意見もありましたので、その辺のところについてのお答えちょっといただきたいと思います。

- ○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。
- ○谷下危機管理監 先ほど、竹原議員の災害に対する準備についてという一般質問の中でもお答え させていただき、一部重複するところもあると思いますがよろしくお願いいたします。

南海トラフの巨大地震は遠い将来ではなく、今後、30年の発生確率が60%から70%と近い将来起こり得る地震とされています。前回発生しました昭和南海地震から約70年が経過しており、近いうちに次の地震が発生すると考えられています。

ことし4月13日には、淡路島付近を震源といたします地震が発生し、岬町では震度5弱の揺れがあったことは皆様方も記憶に新しいところであると思います。

また、今回、国や大阪府が示されました南海トラフ巨大地震を想定した津波の浸水想定結果の うち、岬町では最大震度が6強、最大津波水位、津波高さは最大3.8メートル。また、最大津 波到達時間、地震発生後約54分で岬町に到達します。対岸部に位置する岬町、さらに高齢化率 が高い岬町の状況の中、岬町に大津波警報が発令されれば、津波の到達時間は54分、家の中の 状況や周囲の状況はふだんとは大きく変わっている中で次の行動を起こすためのこの54分は長 いようで短いと感じられると思います。また、ふだんできないことは非常時にもできません。必 ず来る津波に対し、日ごろから準備しておくことが最も重要であると考えているところでござい ます。

阪神淡路大震災で生き埋めになった人たちから、誰によって救出されたのかの調査では、消防や自衛隊、行政に助けられたという公助が10%、隣近所や通りすがりの方に助けられたという 共助が20%、自力、または家族に助けられたという自助が70%と言われています。災害対応において、自助、共助、公助の役割分担への理解の重要性が言われています。自分の身は自分で守れるよう、日ごろから準備をし、必ず来る地震などに備える必要がございます。

本当に地震が発生した場合、人はなかなか次の行動ができないのがこれまでの事例でも言われています。そのために、住民の皆様が参加して行動を起こしていただく訓練、津波訓練などは住民一人ひとりが身につけていただくための大切な訓練の一つであると考えているところでございます。こうした訓練では、住民はもとより、学校、企業にも参加いただき実施していかなければなりません。これまでも岬町における各自主防災組織が消防署、地域の消防団と協力しながら消火訓練や負傷者に対する人工呼吸などの応急救護訓練などを実施してきた経緯がございます。

今後、沿岸部に位置する岬町の地域性を考え、地震発生時の被害を最小限に抑えるためには、

一人ひとりが慌てず適切な行動をとることが重要であり、地震が起きたとき、揺れの状況や時間 の経過に応じて自分がどのように行動すべきか、また自助、共助といった観点で、日ごろから想 定していただくために津波などの避難訓練のように、実践的な訓練を繰り返し行うことで、住民 に訓練の意義を理解してもらえるものと考えております。

そのために、今回、岬町で実施いたしました総合防災訓練の、住民が体験したり見学する訓練から住民みずからが参加していただく訓練を、各自主防災組織や自治区に働きかけ、その内容などについて十分協議して、必要な訓練を実施してまいりたいと考えているところでございます。

- ○田島乾正議長 川端啓子君。
- ○川端啓子議員 本当に、高齢化率三十何%になってきていますので、3人に1人でなくて、3. 5人に1人とかっていうようなこの状況下の中にあって、皆さんが日々安心して暮らせるように、またいろいろと考えてしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- ○田島乾正議長 川端啓子君の質問が終わりました。次に、中原 晶君。
- ○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

医療、介護、子育て、年金などの制度改悪の日程表を盛り込んだ社会保障改悪プログラム法案が衆議院本会議で可決をされました。社会保障に対する国の責任を投げ捨て、国民に自助努力を迫る法案です。同じ衆院本会議では大企業が大もうけできる枠組を国がつくる産業競争力強化法案も可決をされました。国民に厳しい痛みを強いる法案と、大企業にひたすら甘い法案を同時に押し通す安倍政権の姿勢には道理がありません。

安倍政権の進めるプログラム法案は、来年4月からの消費税増税と一体で行う社会保障改悪のスケジュールをあらかじめ定める異例の法案です。70歳から74歳の医療費窓口負担の2倍化を皮切りに、医療、介護など、さまざまな制度で国民の負担増と給付減を求めるものです。

重大なのは、社会保障への国の役割を自助、自立のための環境整備としたことです。憲法25 条で定めた社会保障の向上、増進への国の責任の放棄です。

安倍政権は、今の国会で困窮に追い込まれた人でも必要な保護を受けられなくする生活保護制度の改悪法案や、高校生を持つ家庭の約2割を直撃する高校授業料無償化廃止法案もごり押ししています。消費税増税やアベノミクスによる物価の高騰、貧困と格差の広がりで、暮らしを守る政治こそ求められているときにこれらの法案は完全に逆行しています。代表的なのが、今国会に提出されている余りに手厚い大企業応援の法案です。衆院を通過した、産業競争力強化法案と国家戦略特区法案はその典型です。

世界で一番企業が活躍しやすい国をうたい文句に、大企業の成長を支える環境整備に向けて、国が至れり尽くせりの政策を実施することを定め、国民の雇用や安全を守るための制度や規制までも例外なく見直す計画です。

日々の生活に苦しむ国民に自助努力への環境を整える法案を押しつけながら、大もうけをしている財界、大企業にはさらに大もうけできる環境を整備する法案を大急ぎで推進する逆立ち政治は即刻改めるべきです。安倍政権の成長戦略の正体が、国民を豊かにするどころか、大企業の利益追求のために国民の雇用も安全も犠牲にするものであることは明確です。国民の暮らしが成り立たなくては日本経済の再生や成長もあり得ません。

加えて、現在、国会で審議中の特定秘密保護法案は、国民の目と耳と口を塞ぎ、日本を戦争する国につくりかえる恐ろしい法律で、国民の批判が急速に広がっており、廃案に追い込むことなしには地方政治における審議にも影響を及ぼしかねません。安倍政権の暴走政治の大本からの転換が不可欠であり、そのために奮闘する決意であります。

今回は、プログラム法案に盛り込まれた社会保障改悪のメニューのうち、介護保険の軽度者切り捨てについて質問をいたします。通告の項目順を変更して質問いたしますので、ご協力をよろしくお願いします。

介護保険の軽度者、要支援認定をされた方向けのサービスの切り捨てについて質問をいたします。

社会保障制度改革国民会議の最終報告書を受けた議論が行われ、介護保険制度の見直しが急ピッチで進められています。11月27日、厚生労働省が示した介護保険制度の改定案は、社会保障費削減ありきで制度改悪に固執するものです。

社会保障のためという消費税増税の言い分が成り立たないことが浮き彫りになる中、介護保険制度の改悪をめぐっては世論と運動に押されて見直しが相次ぐ異例の事態となっています。

要支援者向けサービスを全廃し、市町村に丸投げするという方針は、関係者や市町村の反発に あい、撤回に追い込まれましたが、訪問介護と通所介護については介護保険制度から外し、市町 村への丸投げ方針を変えていません。

国の補助対象となる事業費に上限があるため、市町村はボランティアに任せたり、事業者に支払う単価を引き下げるなど費用の削減を強いられるため、サービスの低下は避けられないと懸念されるものであります。

この問題については、国会で決まったことだからと右へならえという姿勢では、岬町の住民、とりわけ介護サービスを利用している弱者の命と暮らしを守ることはできません。今回の質問で

は、計画されている制度改悪に対し、岬町としてどのような姿勢で臨むのかを問いたいと考えています。

初めに確認をいたします。

岬町における要介護認定者数とサービス削減の対象となっている要支援1、2の認定者数、あ わせて、認定者全体の中で要支援者が占める割合をお答えください。

- ○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。
- ○古橋しあわせ創造部長 平成25年9月末現在におけます岬町の要介護・要支援認定者数は、要介護認定者がまず815人、そして要支援認定者につきましては要支援1が217人、要支援2が296人の合わせて513名で、認定者合計は要介護、要支援合わせて1,328人となります。

また、認定者合計に占めます要支援認定者の割合は、合計で38.6%。その内訳は、要支援 1が16.3%、要支援2が22.3%の内訳となってございます。

- ○田島乾正議長 中原 晶君。
- ○中原 晶議員 ただいま、介護保険の認定者数、この9月30日現在の認定者数全体では1,3 28人。そのうちの要支援1、2の方、このたびサービスの一部が切り捨てられようとしている 対象となっているわけですが、この方々の認定者数は513人であるということを確認をさせて いただきました。

続いてお聞きをいたします。現在の介護保険における要支援者向けサービスにはどういったものがあり、政府が市町村事業に移行させようとしている訪問、通所介護とはどのようなサービス内容か、ご紹介をいただきたいと思います。

また、要支援1、2のサービス利用者のうち、訪問、通所介護サービスを利用している人数と 割合はどの程度であるか、確認をさせていただきます。

- ○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。
- ○古橋しあわせ創造部長 要支援認定者向けのサービスの種類につきましては、まず介護予防サービスといたしまして、介護予防訪問介護、いわゆるホームヘルパーを初めとして、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、デイサービスでございます。介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活支援介護、介護予防福祉用具の貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防住宅改修費の13のサービスがございます。

また、高齢者が要介護状態になっても、できる限り地域で生活ができるようにする観点から、 日常生活圏域ごとにサービスを提供いたします地域密着型介護予防サービスでは、介護予防認知 症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の三 つのサービスがございまして、合わせて16のサービスがございます。

次に、訪問介護、通所介護サービスの内容についてお答えをいたします。

いずれのサービスも要介護状態になることをできる限り防ぐ、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにするということを目的といたしまして、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援するサービスでございまして、介護予防訪問介護につきましては、いわゆるホームへルプサービスでございます。

ホームヘルパーが利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の日常生活援助を行うサービスでございます。

また、介護予防通所介護につきましては、いわゆるデイサービスでございまして、日中、一般にデイサービスセンターと呼ばれております通所介護施設に通っていただき、食事、入浴等、必要な日常生活上の支援や簡単なゲーム、カラオケなどのレクリエーションや、機能訓練などを日帰りで提供するサービスでございます。利用者の身心の機能の維持向上と利用者家族の負担の軽減を図る目的がございます。

次に、要支援者のうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護サービスの利用者数と訪問介護 及び通所介護利用者それぞれの全体に占める割合につきましては、介護予防訪問介護サービスの 利用者は、要支援1が56人、要支援2が115人で、合計171人。

また、訪問介護サービス利用者全体に占める割合は、要支援1が11.7%、要支援2が23.9%、合計では35.6%となっております。

また、介護予防通所介護サービスの利用者は要支援1が14人、要支援2が37人で、合計5 1人。通所介護サービス利用者全体に占める割合は、要支援1が6.4%、要支援2が17. 1%、合計では23.5%となっております。

この数字につきましては、先ほどと同じ9月末現在ということでございます。

- ○田島乾正議長 中原 晶君。
- ○中原 晶議員 ただいま、数字も含めてお答えをいただきましたが、今回、切り捨ての対象と考えられる軽度者の訪問介護の利用者は171人、9月30日現在で171人。サービス全体の中では35.6%と割合としては大きいと思います。通所介護についても同じく51人ということで23.5%、この方々が切り捨てられようとしている、そういう計画であります。

先ほど、さまざまな介護サービスのメニューについてお示しをいただいたところでありますが、本当は最初の計画では、先ほど挙げられた計画全て要介護1、2に属する方については全てカットすると、利用できなくすると。介護保険サービスの制度からは外すというのが最初の方針だったんですけれども、非常に大きな批判にあいまして、先ほど羅列されたメニューの中で訪問と通所介護サービス、ホームヘルプサービスとデイサービス、この二つだけをカットするということになったわけですが、参考までにお聞きしますけれども、どうしてこの二つは介護保険から外してよくて、ほかのサービスについては介護保険制度に残すのか、その辺についてはどのように理解されておられるかお聞きしておきたいと思います。

- ○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。
- ○古橋しあわせ創造部長 先ほど議員ご指摘がございましたように、本来であれば、先ほどの介護 予防給付にかかる部分について、その事業全てを地域支援事業に移行するという案を厚生労働省 が社会保障審議会の介護保険部会ですか、そちらのほうに示したと聞いております。

また、その議論の中で訪問介護と通所介護のみが地域支援に移して、それぞれの予防給付事業につきましてはそのまま介護予防給付にとどめるというふうにされたところでございます。

その通所介護、それと訪問介護につきましては、そのまま残したという運営につきましては詳 しい資料等入手しておりませんし、まだいまだに大阪府等からの説明もございませんので、少し お答えいたしかねるというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○田島乾正議長 中原 晶君。
- ○中原 晶議員 ちょっと難しいことをお聞きしてご苦労ですね、こんなこと聞かれたらね。そん な社会保障審議会の委員にもなっていない人にこんなこと聞いて大変酷だったかもわかりません けれども、私はこの二つのサービスをカットする理屈は立たないと思います。

先ほど紹介された社会保障審議会の介護保険部会の中でこういった議論はされているわけなんですけれども、その中では、訪問看護などは命と健康にかかわるので全国一律の保健サービスとして保障しなければならないということで見直しの対象から外すというような議論がなされていたということが確認されているんですけれども、そうであるならば、症状の悪化防止や自立支援を期待できるホームヘルプサービスとかデイサービスはそうではないのかということになるわけなんですね。ですので、この二つをカットするというのは、何の道理もないと私は思うんです。引き続きお尋ねをしようと思います。

今回、切り捨てられようとしている軽度者に当たる要支援1、2の方ですけれども、皆さんご 承知のとおり、介護保険は身体状況に応じて最も軽度な要支援1から最重度の要介護5までの7 つの認定段階があります。

今後、要支援と認定されることによって受けられるサービスに大きな差が発生するということ が心配されるわけですが、この判定の基準の違いはどこにあるのか、改めてお尋ねをしたいと思 うんです。

今回は軽度とされている要支援1、2の方と、それから要介護1、2、3、4、5の方との間で大きなサービスの受けられる差が出てきますので、要支援2と判定される場合と要介護1と隣り合わせですけれども、この二つの間に大きな溝が発生するということになるわけなんです。この二つの違いは一体どこから生じるのか、判定について少し確認をしたいと思います。

- ○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。
- ○古橋しあわせ創造部長 介護認定につきましては、国の定められた基準によりまして、訪問調査と主治医の意見書により、まずコンピューターシステムで介護に必要な時間を算定します一次判定を行い、保健医療福祉の学識経験者で構成されます介護認定審査会による二次判定を行い、要支援1、2、または要介護1から5までの判定がされます。

要支援と要介護の判定は二次判定におけます状態の維持、改善可能性について、状態の安定性の評価と認知機能の低下の審査により判定をされます。また、この判定は主に調査員の訪問調査 結果と医師の意見書により判定されるものでございます。

状態の安定性の評価では、疾病や外傷等により、身心の状態が安定せず、短期間、おおむね6 カ月でございますが、短期間で要介護状態の再評価が必要な状態の場合は要介護と判定をされます。

例えば、脳卒中や心疾患等の急性期や慢性疾患の増悪期で不安定な状態にあって医療系サービスを優先すべきと判断されるものや、末期がんや進行性疾患により急速に状態の悪化が見込まれるもの等となります。

また、認知機能の低下につきましては、認知機能や思考、感情等の障がいにより、十分な説明を行っても、なお予防給付の利用にかかる適切な理解が困難である状態の場合は要介護と判定されます。

例えば、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られるが、誰かが注意しなければ自立できないと判断されるものや、その他、精神疾患性の症状の程度や病態により予防給付の適用にかかる適切な理解が困難であると認められるものが要介護となるというものでございます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま判定についてお尋ねをいたしましてお答えをいただきました。

この判定については、以前もこの場で、答弁者は違ったかと思いますけれどもお尋ねをしたことがありまして、問題点と感じる点についてはそのとき指摘もさせていただいたところであります。

判定については、調査員の方々、調査の数についてもお聞きしたことがありますけれども、非常にたくさんの訪問調査がありまして、ご苦労なさっていることと思いますし、また、その調査のときにさまざまな状況について、ご本人や介護者から日常生活等についてさまざまな状況を聞き取るということで、それを、その調査表に書き込む、特記事項のところに書き込む欄があるんですけれども、それが判定の一つの大きな点にもなってくるということで、丁寧な調査等には時間も要することでしょうし、ご苦労もなさっているところかと思います。

今、判定についてお聞きしたんですけれども、要支援2と判定されるケースと要介護1と判定されるケースについては、明確にわかりづらい点があると私は思ってるんですね。

それから、安定性の問題ということでいいますと、人間は当然生き物ですので、外的な要因、また内的な要因から急な変化が発生するということも大いに考えられるということで、もちろん制度上、また認定が必要になったらその都度調査も行っていくということも存じ上げておりますが、この認定二つ、要介護と要支援の二つの間の溝ですね、この大きさに対してこの認定のわかりづらさ、結果のわかりづらさについては不十分なところがあると指摘せざるを得ないと思うんですね。

中でも、認知症については非常に不安を感じておられる方がたくさんおられるんですね。先ほど申し上げました厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会の中でも、認知症については特に取り上げられておりまして、認知症の方で要支援と、軽度だと判定をされた場合、そういうケースもままあるんですけれども、介護の必要性が高いというふうに、その中でも主張されている委員もおられました。

認知症については、初期の段階で専門的な介入があれば重度化を防ぐことができますし、介護にかかる予算も行く行くは抑えられるということで、カットされようとしているこのホームヘルプサービスやデイサービスにおいて軽度者外しの矛盾があるということが議論されていたところであります。このことは指摘しておきたいと思います。

それから、この問題で最後にお聞きすることなんですが、今回、要支援向けの訪問・通所サービスが市町村に移行されるという計画でありますけれども、そうなった場合に、私は従来受けていた必要なサービスが受けられなくなる事態が発生するというふうに不安視しているんですけれ

ども、もし、移行されるということになった場合、町としてはどのように対応することになるのか。少し先の話になると思いますけれども、お聞かせをいただきたいと思います。

- ○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。
- ○古橋しあわせ創造部長 少し重複するかもしれませんが、厚生労働省の考え方やこれまでの流れ 等も踏まえてご答弁させていただきたいと思います。

まず、厚生労働省は、先ほど議員ご指摘もございましたように、11月27日、軽度者向け予防サービスの一部を市町村事業に移行するということや、高所得者の自己負担割合の引き上げ、また、低所得者の保険料軽減割合の引き上げなどの介護保険制度改革案を社会保障審議会介護保険部会に示して大筋の了承を得て、12月下旬に最終意見書をまとめると報道等で発表されておるところでございます。

この社会保障審議会介護保険部会では、急激な高齢化が進む中で、事業者は費用の効率化に努めるべきやという意見などがあった一方で、抑制のみに着目すべきではないという意見もあったと聞いております。

また、今度の意向につきまして、厚生労働省の資料等によりますと、その実施主体は市町村ということで、事業の内容としては要支援認定を受けて地域包括支援センターによるケアマネジメントに基づき、訪問型サービス、通所型サービスを利用するものでございまして、訪問型サービスでは既存の訪問介護事業所による身体介護、生活援助に加えて、例えばNPO、民間事業所等による掃除、洗濯などの生活支援サービス、また住民ボランティアなどのごみ出しサービスなど、多種多様なサービスを選択できるというふうに聞き及んでおるところでございます。

この新しい総合事業への移行によりまして、全国一律のサービスの種類、内容、運営基準、単 価等によるものではなく、市町村がその基準を設定をするということになります。

また、先ほども申しましたが、現行の介護保険事業者以外に、ボランティアやNPO、民間事業等の参加、地域資源を効果的に活用できるということになりますが、市町村が単価を定めるということでございまして、その受け皿づくりが一つの課題になると考えております。

この地域支援事業への移行は、平成29年度末までに段階的に行うということでございまして、 今の介護保険事業者についても利用は可能ということではございますので、その辺の受け皿の整 備を一つの課題として受け皿整備を進めていくというところでございます。

- ○田島乾正議長 中原 晶君。
- ○中原 晶議員 ただいま受け皿の問題が説明をされたところであります。おっしゃるとおり、国における議論の中では、ボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人など効率的に活用する

と言われておりますけれども、岬町においてはボランティアとかNPOとか民間企業はどうかわかりませんけれども、なかなか担い手としては整いづらいというのが実態ではないかなというふうに思います。

最後に申し上げられた、今の介護保険事業者も参入できるということをおっしゃっておられま したが、これについては、もちろん担っていただけるところがあれば担っていただいたらいいん ですよ。ただ、経営が成り立つのかどうかという問題が一つありますね。

国としては、一応、今出しているお金をそのまま出すんやというふうに、確保するんやと、財源的な裏づけがあるかのように、最初は用意されるんでしょう、当然。おっしゃいますけれども、どうしてこのよう流れが出てきているのかという大きな背景を考えたときに、この財源が維持されるとはとても考えられないというのが自然な思考回路の持ち主の帰結するところだと思うんですね。

今回、出されている計画はサービスをカットする、そのことによって国が介護にかかるお金をなるべく出さないようにする、コストカットですね。それから、利用者からは負担をふやしてお金をたくさんもらうというのが基本的な計画ですから、そういう計画を大きな背景として持っているところが、今と同じお金をずっと出しますからって、ずっと出しますとは言わないし、確保していますからというふうに言います。最初は確保しています、けれども、その後どうなっていくかと、報酬の単価の切り下げ等が大いに考えられるわけですよね。ですので、そういう、この先のことまでよく考えていただいて、この事業には簡単には移行できないと私は思うんですね。

ただ、国のやることですので、強制的に移行せざるを得ないという状況に今後なっていくことも大いに考えられますけれども、これは以前から導入されている、いわゆる総合事業と同じようなものだと思うんですね。介護保険から切り離して、市町村が独自で介護サービスをやりましょうと。これは、もともとこういう提案が国からあって、既に導入をされていることなんですよ。白井部長難しい顔して聞いていますけれども、そういう事業があるんです。かかわっておられない方はご存じないかもわからないんですけれども。その総合事業、全国的にはなかなかうまくいっていないというのが実態です。

岬町も導入どうぞやってくださいと国から旗が振られましたけれども、導入しなかったですね。 現時点でもしていません。その理由は、一体何ですか。お答えください。

- ○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。
- ○古橋しあわせ創造部長 先ほど議員ご指摘のように、介護予防の、いわゆる総合事業と、現行制 度の総合事業についての介護予防の部分でございますが、その分につきましてはご指摘のとおり

岬町でも事業は実施をいたしておりません。全国的にも余り実施が進んでないというのもご指摘 のとおりだと思います。

それにつきましては、岬町につきましても、先ほどのお話でもありましたように、なかなか受け皿というものが整備できないというのが実施できない大きな要因の一つと考えておるところでございます。

- ○田島乾正議長 中原 晶君。
- ○中原 晶議員 受け皿の問題が解決できないということをおっしゃられましたけれども、問題は それだけではないんですね。

もちろん、受け皿が確保できなければ移行することはできないわけですけれども、全国では軽度者から必要な支援を取り上げることになるということで、市町村がですよ、市町村がもし総合事業に移行した場合、市町村みずからが要支援者から必要な支援を取り上げることになってしまうと、この総合事業に移行した場合。そのようにおっしゃっているところもありますし、サービスの質をきちんと担保する基準がまずないと。

介護保険というのは全国一律の法律にのっとった基準等が定められているサービスでありますから、もちろんホームへルパーもれっきとした専門職なわけですね。介護保険から切り離されて総合事業化すると、地域支援事業に移すということになれば、一律のサービスは必要ありませんから、先ほどおっしゃったように単価も自由に定められる、サービスも自由だということになって、地域間格差の問題もテレビ等でも報道されているところでありまして、総合事業の移行がうまくいかない一つについてはサービスの質を担保する基準もないということで、実際に全国の実施自治体は非常に少ない、利用している方についても非常に少ないというのが実態になっているんですね。このような実態がありながらも、国はそれを全国に押しつけようとしているところであります。

これについて、私は、やはり実際にもしその流れが進められて、それをやっていかなければならないということになったら大変なことになりますので、岬町としてふさわしいところでこの導入はよくないと、反対だという立場を申し上げるべきだと思うんですね。きちんと主張するべきだと思うんですけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

- ○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。
- ○古橋しあわせ創造部長 先ほどから申し上げております総合事業、今度は新しい総合事業という ふうに今、表現をされておりますが、この部分につきましては、先ほども少し申し上げましたが、 既存の介護事業所による身体介護や生活援助サービスも受けれますという点が1点。

例えば、NPO、民間事業者等によって、掃除、洗濯などの家庭支援サービスが考えられます。 また、住民ボランティアさんを活用することによって、ごみ出し等の簡易な生活支援サービスな ども想定されて、柔軟なサービスの提供ができるという可能性がございます。

先ほど申し上げましたように、これにつきましては、その多用な主体の参画が必要ということで、その受け皿整備というのは必ず必要になってまいります。この部分につきましては、可能な限り受け皿整備をして、柔軟な対応を取ってまいりたいと考えておるところでございます。

- ○田島乾正議長 中原 晶君。
- ○中原 晶議員 この問題を担当しておられない部局に所属しておられる方の発言ならまだ理解できないでもありませんけれども、この介護保険がこの先どうなっていこうとしているのか、時間の関係で私ももっと言いたいことがありますけれども、あと 2 時間ぐらいあったらもうちょっといろいろ文句も言いたいところなんですが、今挙げたのは本当に今回の一角なんですよね。負担増もひどいメニューがありますし、施設の利用についても今回制限が導入されようとしてますでしょう。

こんなことが導入されたら、今利用されている方、そのご家族、ご家族といえば、支え手としては働き盛りの方ということになってくる場合も多々あるわけですよね。もし、ご家族の生活が成り立たないということになってくれば、介護による離職者というようなことも発生してきたりするわけなんですよ。ですので、サービスを受けておられるご当人、また、そのご家族から命綱を奪うようなことなんですね、今回のことは。これは、今回のことだけに恐らく終わらないんです、介護保険の改悪については。最初はもっとひどいことを考えてて、反対の声を受けて少し縮小したということでありますから、もっとひどいことをやろうとしているわけなんですよ。

そのことを考えると、介護保険の担当をされている責任者という立場ですね、介護保険についてはね。そのような方が、受け皿を整備してそのまま決まったとおりにやるんだというような、やらざるを得ないという心境かもわかりませんけれども、一番初めに申し上げました、決まったことだからと、国が決めたんだということで右から左にそのとおりに利用者、岬町の住民をひどい状況に追いやるということにはきっちりと大阪府や国に対して反対の声を上げていただきたい。上げておられるところありますからね。それはきっちりと物を言っていただきたいと、ここでは要望するにとどめておきたいと思います。心してよろしくお願いいたします。

二つ目の、子ども医療費助成の、最初は1個目だったんですけれど、二つ目に変わりました。 子ども医療費助成の拡充について質問をいたします。

子ども医療費助成制度については、早期受診によって重度化を防止し、子どもの健康保持と医

療費抑制につながるもので、保護者の経済的負担の軽減など、未来への投資として大きな役割を 果たしているものと考えております。

先ほどの町長の所信表明でもおっしゃられましたが、子ども医療費の助成制度について拡充の 意欲を示されたところであります。このことについて少しお聞きをしておきたいと思います。

岬町においては、本年の7月から入院時の子ども医療費助成の対象が中学校卒業まで引き上げられ、保護者から大変歓迎されているところであります。

大阪府下においては、入院における子ども医療費助成はおよそ6割が中学卒業まで対象を拡大 しておりますが、町長の英断について、改めて評価をするものであります。しかしながら、通院 においては岬町では現在、対象を就学前までとしており、対象年齢の引き上げを期待する保護者 の声が寄せられております。

大阪府下では、中学校卒業までを助成対象としている団体が約2割まで増加をし、小学2年生、3年生、卒業までと、小学校在籍中の助成は約3割となっています。かねてから、中学校卒業までの子ども医療費助成の全面的な実施を求める立場でありますが、町長が所信でも述べられ、9月に実施された町長選挙においても子ども医療費助成の拡充を公約として掲げられましたので、早期の実現を求めるものであります。これについて、今後の具体的な計画をお聞かせいただきたいと思います。

- ○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。
- ○古橋しあわせ創造部長 乳幼児等の医療費の助成につきましては、平成23年度に通院の対象年齢を4歳未満から就学前まで引き上げ、また、平成24年度には所得制限を撤廃し、入院の対象年齢を就学前から小学6年生まで。また、本年7月からはさらに拡充し、中学卒業までに拡充したところでございます。

平成25年10月現在での大阪府市町村の状況でございますが、入院につきましては、中学校卒業までが本町を含む25団体、小学校卒業までが14団体、小学校3年生までが2団体、就学前までが2団体となっております。

また、通院では、中学校卒業までが9団体、小学校卒業までが4団体、小学校3年生までが7 団体、同じく2年生までが1団体、就学前までが本町を含む約半数の22団体となっております。 特に、通院医療費の助成の制度化につきましては、大阪府下でも最も遅く、また、これまで入 院、通院の助成対象年齢も府下市町村でも低い水準にあったことから、拡充を重ねながらほかの 市町村と同程度まで対象年齢を引き上げたところでございます。

さて、通院医療費の対象年齢の拡充につきましては、学校6年生までを目指して、現在、必要

所要額や拡充の方法等について、鋭意、検討しているところでございますが、できるだけ早い段 階で結論を得て実施をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○田島乾正議長 中原 晶君。
- ○中原 晶議員 乳幼児医療費の助成の拡充については目覚ましいものがあると私は感じているんです。岬町も含めて非常に努力をしている、各自治体努力しているなと感じているところなんです。

本当にここ数年、年々、内容が充実している。岬町もそのことでは大変努力していると感じて いるんですね。

一つは、この制度がなかなか思い切って広がりづらい点に、大阪府の制度の限界があるという ふうに私は思っているんですよ。大阪府としては、入院の医療費については、小学校の就学前ま でというふうに制度化されていますので、その上を岬町が補っているということですね。

それから、通院については2歳児までということで、これは全国の都道府県の中で一番下のレベルなんですね。ここが少しでも、1学年でも上乗せをされれば、岬町としてももう少し引き上げることができるということがありますから、これは大阪府に対してぜひ物言っていただきたい、要望していただきたいということが一つあります。

それから、今お聞きしました小6を目指してということを言われましたが、改めて申し上げておきますが、やはり義務教育の期間、中学卒業までを目指してぜひ取り組んでいただきたい、これは要望ということで頭の片隅にでも置いといていただけると大変うれしいんですけれど、忘れたころにまた言うようにしますけれど、ぜひ小6までというふうなことではなく、中学校卒業までをぜひ目標にしていただきたいと、二つ要望なんですけれど、ぜひこのことについて真剣に考えていただきたいと思います。

今、私、二つ要望を申し上げましたけれども、時期等についても、町長に何かお考えがあるのでしたら、この場でお答えをいただいておきたいなと思うんですけれど、いかがでしょうか。

- ○田島乾正議長 町長、田代 堯君。
- ○田代町長 まず、先ほどから介護保険の問題等々で担当部長のほうがるる国の法制化に向けた話をしていますけれども、私ども町村長会でも全国大会等で医療、介護等の問題については、やっぱりそれだけの地方自治体の考えに沿った法整備をしていただきたいということについては陳情を重ねております。このことをまず申し添えておきます。

それから、今回の乳幼児の医療の拡充の問題なんですけれども、これは確かに私が公約に掲げております。昨年は入院医療費等についても拡充してまいりました。今回については、小学校6

年生までということを一応公約に掲げておりますけれども、まだ、他のいろんな耐震化の問題とか財源の確保の状況がまだしっかりとつかめていない状況でございます。できれば、私としては来年7月ぐらいにはきちっと明確な回答を出していきたいと、このように思っておりますけれども、もう少し超過課税等の見直しの問題もございますし、そういったいろいろな歳出の状況等をもう少し行革プランの中でどれだけの効果額が出るのかということももう少し詳しく知りたいと、このように思っていますので、きょうは申しわけないんですが、はっきりいつからやるということについては明言を差し控えさせていただきたい。それについては、前向きに検討してまいりたいと、このように思っています。

- ○田島乾正議長 中原 晶君。
- ○中原 晶議員 せっかく町長が介護保険についても一言言ってくださいましたので、私、町村長会の要望については詳しく把握はしておりませんが、これをこのまま介護保険法の私は改悪だと考えているんですけれども、この制度の改定をそのまま実施するなとは恐らく求めていないと思うんですね。これをやれって言うんだったら、金をきちっと渡さんかいという話を求めているというふうにとどまるんじゃないかなと思いますので、私はこの制度の改悪を実施するべきでないとぜひ主張していただきたいところだというふうに私の思いは申し上げておきます。せっかく触れていただきましたのでね。

それから、町長のほうから、来年の7月ぐらいには一定の方向性を示したいということが語られまして、意欲的な取り組みをぜひ急いでいただくように要望申し上げて本日の質問は終わりたいと思います。ご協力ありがとうございました。

○田島乾正議長 中原 晶君の質問が終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、あす12月4日午前10時から会議を開きますのでご参集ください。 どうもご苦労さまでございました。

(午後2時37分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署 名する。

実

平成25年12月3日

岬町議会

議

議	長	田	島	乾	正
議	員	竹	百	伸	晃
时发	只	11	<i>\\</i> \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	IT	<i>)</i> L

員 出口